

未校正原稿

第5期各務原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

<骨子案>

令和6年2月

各務原市

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の経緯.....	2
2 計画の概要.....	3
3 地域の範囲の考え方.....	5
4 計画の策定体制.....	6
5 計画策定にあたって踏まえるべき事項.....	7
第2章 市の福祉をめぐる現状.....	13
1 統計データからみた各務原市の状況.....	14
2 第4期計画の取り組み状況と評価.....	21
3 アンケートからみた各務原市の状況.....	24
4 団体ヒアリングからの意見.....	33
5 地域コミュニティ会議からの意見.....	34
6 各務原市における重点課題まとめ.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1 基本理念.....	38
2 基本目標.....	39
3 施策体系.....	40
4 重点プロジェクト.....	41
第4章 施策の展開.....	43
基本目標1 認め合い、支えあうまちづくり.....	44
第5章 社会福祉協議会と活動計画.....	51
1 各務原市社会福祉協議会と計画の推進.....	52
2 地域課題の解決への流れ.....	53
3 地区社会福祉協議会との協働.....	54
4 地区社会福祉協議会推進計画.....	55
第6章 計画の推進に向けて.....	59
1 継続的な計画の推進.....	60
2 多様な主体との連携.....	60
資料編.....	61
1 策定の経緯.....	62
2 策定委員会概要.....	62
3 行政等の主な相談窓口一覧.....	62

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

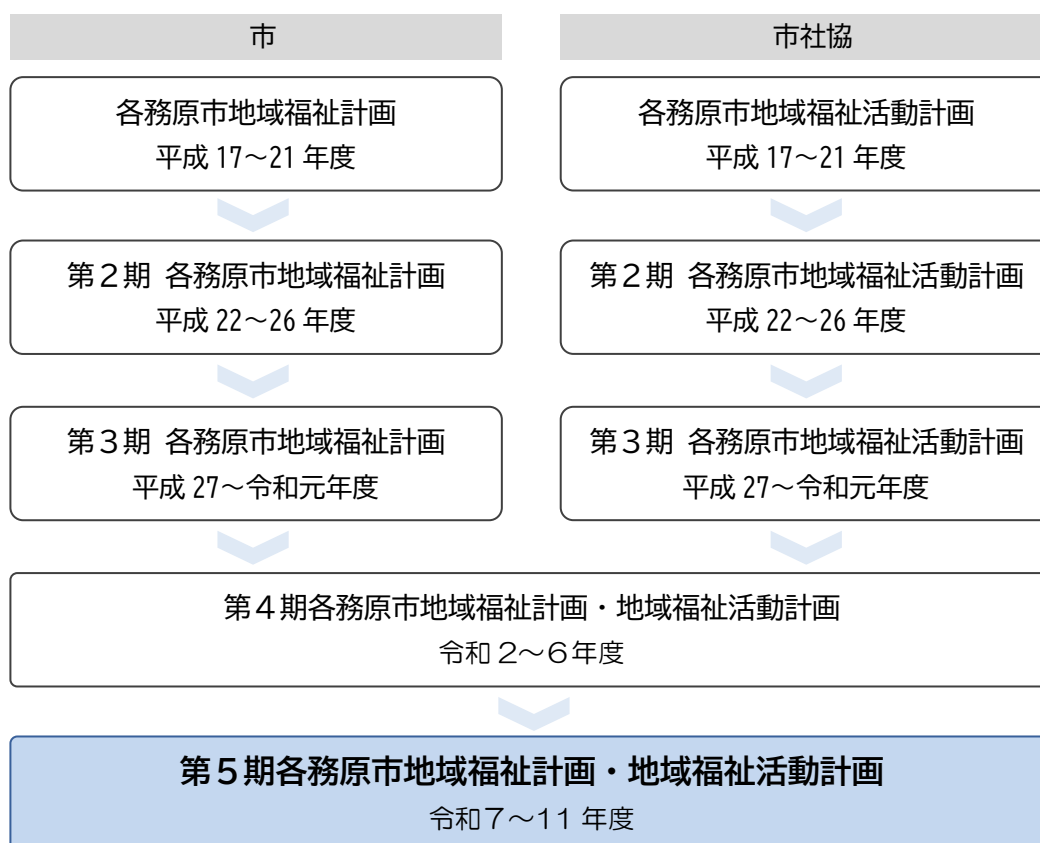
各務原市（以下、「本市」という。）では、平成 17 年度から 3 期にわたり、「各務原市地域福祉計画 かかみがはらハートフルプラン」を策定し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、地域福祉に関するさまざまな施策を推進してきました。

各務原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）においても、平成 17 年度から 3 期にわたり、「各務原市地域福祉活動計画 いきいきプランかかみがはら」を策定し、小地域における住民同士の関係性の広がりを軸として、ボランティアハウスや近隣ケアグループの充実に取り組み、地域福祉活動を展開してきました。

令和 2 年 3 月には、多様化・複雑化する地域の福祉課題や新たな問題の解決に向けて、市と市社協がより連携を密にして取り組むため、両計画を一体化した「第 4 期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。

今回、前回計画の計画期間満了を迎えることから、国や県の動向、地域社会を取り巻く環境の変化、それに伴う地域生活課題に対応するため、「第 5 期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画においても、市と市社協が一体となって地域福祉を推進するため「第 5 期各務原市地域福祉計画」と「第 5 期各務原市地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。



2 計画の概要

(1) 計画の根拠となる法律等

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定する市町村の行政計画であり、地域福祉を推進するための「理念」や「方向性」を示す計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員などの地域福祉活動を行う者や福祉分野の専門職などが相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

また、本計画の一部を再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく「再犯防止推進計画」、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づく「自殺対策計画」として位置づけ策定しました。

■社会福祉法（令和 3 年 4 月 1 日改正）抜粋

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■再犯防止推進法（平成 28 年 12 月 14 日施行）抜粋

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日施行）抜粋

（都道府県自殺対策計画等）

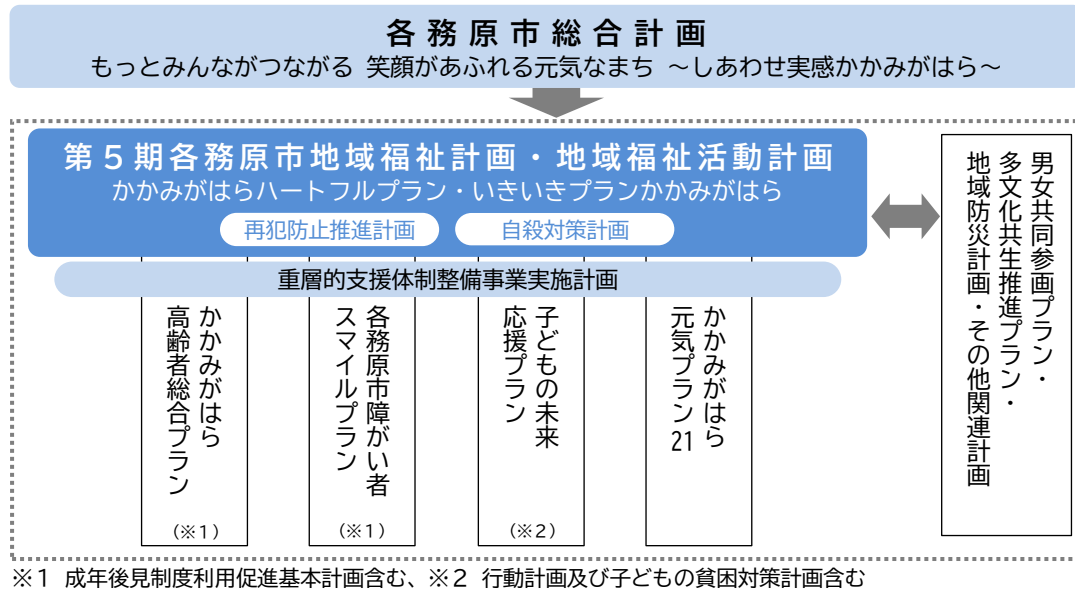
第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である各務原市総合計画との整合を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がいのある人、子どもなど、福祉分野の個別計画の上位計画とするとともに、防犯や防災、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

■ 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、市の最上位計画である総合計画前期基本計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度の改正、地域の状況などを踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

■ 計画の期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各務原市総合計画	後期基本計画					次期 前期基本計画				
各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第4期					第5期				
かかみがはら高齢者総合プラン		第8期			第9期			第10期		
各務原市障がい者スマイルプラン			第5次					第6次		
		第6期・第2期			第7期・第3期			第8期・第4期		
子どもの未来応援プラン	第2期					第3期				
かかみがはら元気プラン21		第4次				第5次				

3 地域の範囲の考え方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助けあい、支えあい活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

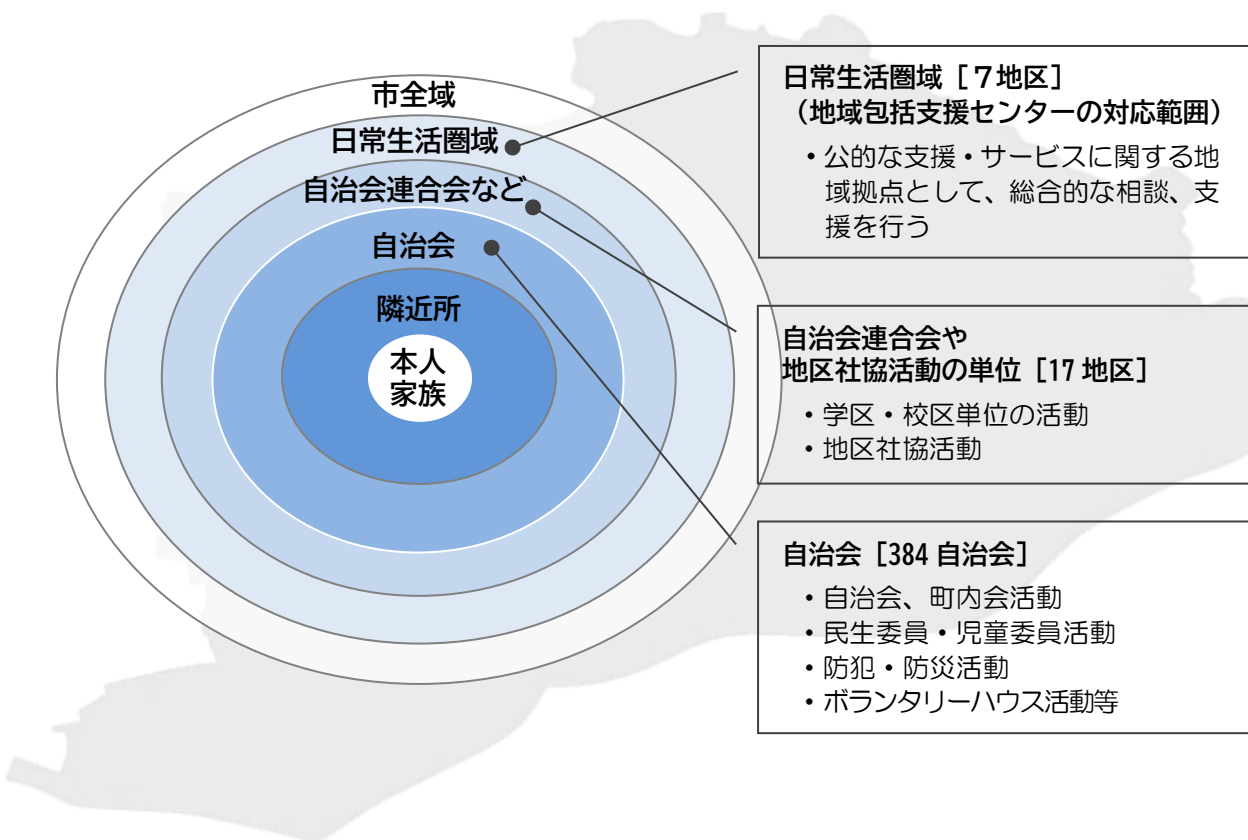
本市には、384の自治会のほか、17の自治会連合会があります。また、地区社協は、概ね自治会連合会を単位として組織しています。

自治会連合会や地区社協活動の単位となる市内17地区の範囲は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、市と市社協が連携して、本市の地域福祉を推進して行く上で、重要な区分であると考えます。

しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む区分も重要です。

そのため、本計画では、実際の地域福祉活動が行われている市内17地区の自治会連合会・地区社協活動の単位を重視しつつも、地域包括支援センターが設置されている介護保険の日常生活圏域である7地区など、重層的に地域を捉えていきます。

■「地域の範囲」のイメージ



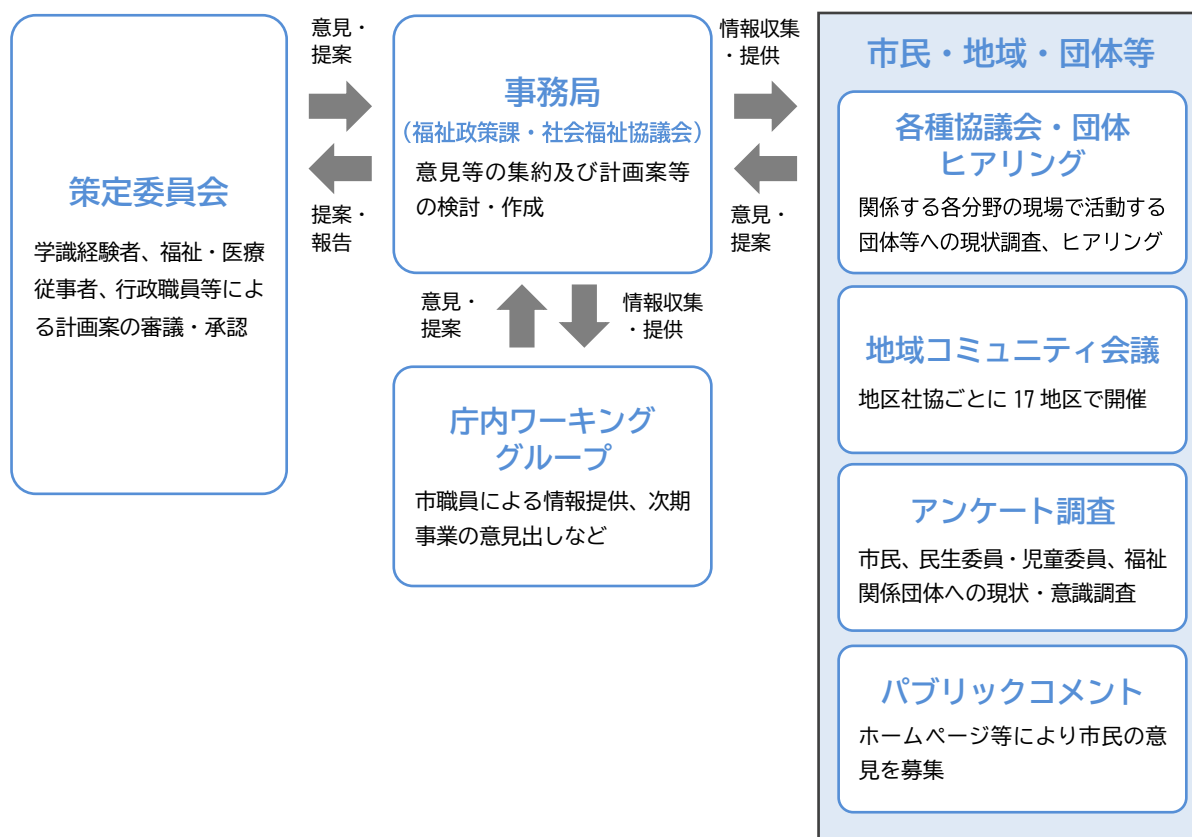
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画に市民や地域、団体などの意見を反映するため、市民や民生委員・児童委員、福祉関係団体を対象としたアンケートや関係団体等へのヒアリング、地域コミュニティ会議を実施するとともに、策定委員会において、課題の整理や計画案などの検討を行いました。

また、市職員で構成する庁内ワーキンググループを開催し、策定にあたっての情報提供や事業の意見出しなどを行いました。

さらに、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制



5 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 地域福祉に関する事項

① 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月閣議決定)

近年、少子高齢化や家族構造の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度の狭間の問題や、複合的な課題を抱える世帯などの問題が生じており、既存の制度では解決が難しい状況がみられます。こうした状況を受け、平成 27 年 9 月にとりまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、福祉の提供において、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てに加えて、資源開発し、総合的な支援が提供され、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり」を行う新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）を行い、地域住民の参画と協働により、誰もが支えあう共生社会の実現をめざす必要があるとの旨が示されました。さらに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。

■地域共生社会とは

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

② 「社会福祉法」の改正(平成 30 年 4 月施行)

平成 28 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画」の充実にあたって地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を分野別計画の上位計画として位置づけることが示されました。

この考え方に基づき、平成 29 年 12 月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の付則では、公布後 3 年（令和 2 年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき

機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進められました。令和元年12月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されました。

③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の制定 (令和3年4月施行)

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業の創設等が規定されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における3つの支援

Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施	I 相談支援	包括的な相談支援体制 ・属性や世代を問わない相談の受け止め ・他機関の協働をコーディネート ・アウトリーチも実施
	II 参加支援	・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用 ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）
	III 地域づくりに向けた支援	住民同士の顔の見える関係性の育成支援 ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

④「孤独・孤立対策推進法」の制定（令和6年4月施行）

近年、社会環境の変化により、職場内・家庭内・地域内における関わりあい、支えあう機会が減少し、誰もが「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

このような状況のなかで、令和3年2月に内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」が設置され、令和3年12月には「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

さらに、令和5年6月に「孤独・孤立対策推進法」が公布され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」をめざすための、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定されました。

■「孤独・孤立対策基本法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

⑤「第5期岐阜県地域福祉支援計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成16年3月に「岐阜県地域福祉支援計画」が策定され、地域福祉に関する取組が推進されてきました。その後、令和6年3月には、福祉分野の施策を効果的に推進するため、推進各福祉分野の個別計画である「岐阜県高齢者安心計画」及び「岐阜県障がい者総合支援プラン」と一体化した「第5期岐阜県地域福祉支援計画」が策定され、6つの施策の柱を基に、取組が進められています。

■「第5期岐阜県地域福祉支援計画」の基本理念と施策の柱

<基本理念> 誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり

<基本施策（施策の柱）>

- 1 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備
- 2 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援
- 3 住民主体の地域づくりに向けた環境整備
- 4 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進
- 5 福祉人材の確保・育成
- 6 質の高い福祉サービスの提供促進

（2）再犯防止に関する事項

①「再犯防止推進法」の制定（平成28年12月施行）

刑法犯の検挙者数は、全国的に減少傾向にある一方で、再犯者率（刑法犯検挙人数員に占める再犯者の割合）は年々増加傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯防止推進法」が公布・施行され、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策を推進する計画を定めるよう努めることが規定されました。

②「第二次再犯防止推進計画」の策定（令和5年3月閣議決定）

「再犯防止推進法」に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、7つの重点課題について、96の具体的施策が推進されています。

■国の「第二次再犯防止推進計画」における5つの基本方針及び7つの重点課題

<5つの基本方針>

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

<7つの重点課題>

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

③「第2期岐阜県再犯防止推進計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成30年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」、令和6年3月に「第2期岐阜県再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止に関する施策が総合的に推進されています。

■「第2期岐阜県再犯防止推進計画」の基本方針と施策体系

<基本方針> 犯罪をした者等が、あらゆる段階において切れ目なく必要な支援を受けられるとともに、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。

<基本施策（施策の柱）>

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 地域による包摂・連携体制の推進 | 2 就労・住居の確保 |
| 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | 4 学校等と連携した修学支援 |
| 5 様々な課題を抱える者への効果的な支援 | 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 |

(3) 自殺対策に関する事項

① 「自殺対策基本法」の改定（平成 28 年 4 月施行）

我が国の自殺者数は、平成 10 年に急増して 3 万人を超え、その後も 3 万人前後の高い水準で推移してきたことから、自殺は深刻な社会問題として、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が施行されました。「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない」と定められ、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として捉えられました。

さらに、平成 28 年 3 月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が公布され、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が追加されました。また、地域の実情に即した自殺対策のさらなる取組の推進が明記され、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

② 「第 4 次自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月閣議決定）

自殺対策基本法に基づき、平成 19 年 6 月に自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その後、平成 24 年 8 月と平成 29 年 7 月に見直しが行われ、令和 4 年 10 月には、「第 4 次自殺総合対策大綱」が閣議決定され、新たに「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策のさらなる推進・強化」などが位置づけられました。

■ 「第 4 次自殺総合対策大綱」の基本理念と基本方針

<基本理念> 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

<自殺対策の基本方針>

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

③ 「第 4 期岐阜県自殺対策総合対策行動計画」（令和 6 年 3 月策定）

岐阜県では、平成 21 年 3 月に「自殺総合対策行動計画」を策定し、平成 29 年 4 月には、岐阜県精神保健福祉センター内に「岐阜県地域自殺対策推進センター」を設置するなど、総合的な自殺対策が進められてきました。

令和 6 年 3 月には、「第 4 次自殺総合対策大綱」を踏まえた「第 4 期岐阜県自殺総合対策行動計画」が策定されました。

■「第4期岐阜県自殺対策総合対策行動計画」の基本理念と基本方針

<基本理念> 「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜県」の実現を目指す

<自殺総合対策の基本方針>

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 県、市町村、関係団体、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮に取り組む

(4) SDGsの推進

平成27年の国連サミットで2030年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leavenoonebehind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する17の目標と169のターゲットが示されています。

■ SDGs17の目標



第2章

市の福祉をめぐる現状

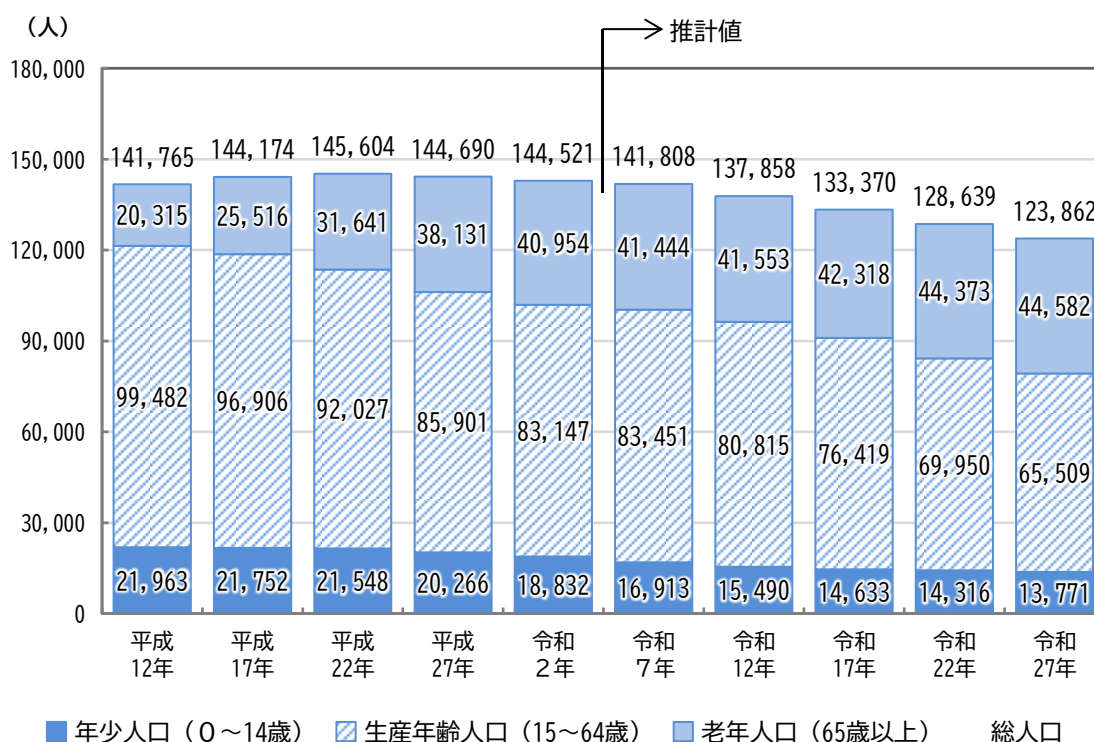
1 統計データからみた各務原市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成 22 年まで増加していましたが、平成 27 年以降は減少しており、令和 2 年の総人口は 144,521 人となっています。今後も、総人口は減少が見込まれています。

また、年齢 3 区分別人口は、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口はいずれも平成 17 年以降は減少傾向となっています。一方、65 歳以上の老年人口は一貫して増加傾向となっています。今後、年少人口は一貫して減少、生産年齢人口及び老年人口は令和 12 年以降で減少がそれぞれ見込まれています。

■総人口と年齢 3 区分別人口の推移・推計



※令和 2 年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別人口の合計と一致しません。

資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

■年齢 3 区分別人口割合の推移・推計

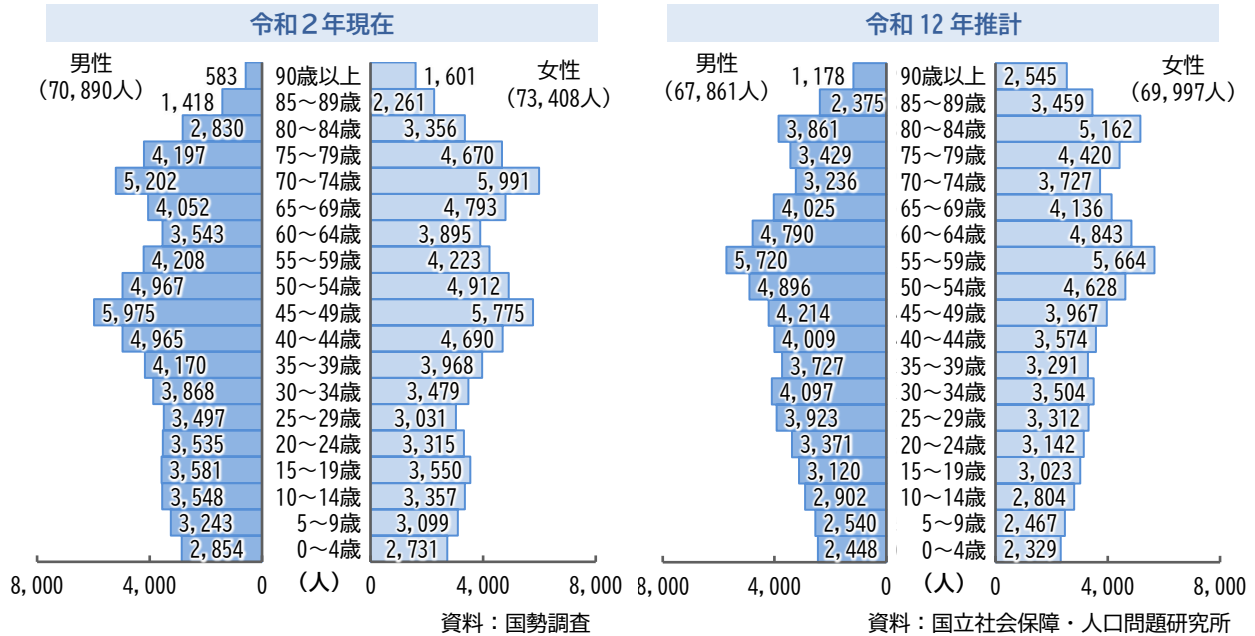
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
年少人口	15.5%	15.1%	14.8%	14.0%	13.2%	11.9%	11.2%	11.0%	11.1%
生産年齢人口	70.2%	67.2%	63.4%	59.5%	58.2%	58.8%	58.6%	57.3%	54.4%
老年人口	14.3%	17.7%	21.8%	26.4%	28.7%	29.2%	30.1%	31.7%	34.5%

資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

令和2年現在の人口ピラミッドは、男性は45～49歳が、女性は70～74歳がそれぞれ最も多くなっています。女性の55歳以上で、男性の人口を上回っています。

一方、推計による令和12年の人口ピラミッドは、男女ともに55～59歳が最も多く、いずれも40代以下で人口減少の加速化が見込まれており、逆ピラミッド型の形状となっています。

■人口ピラミッド

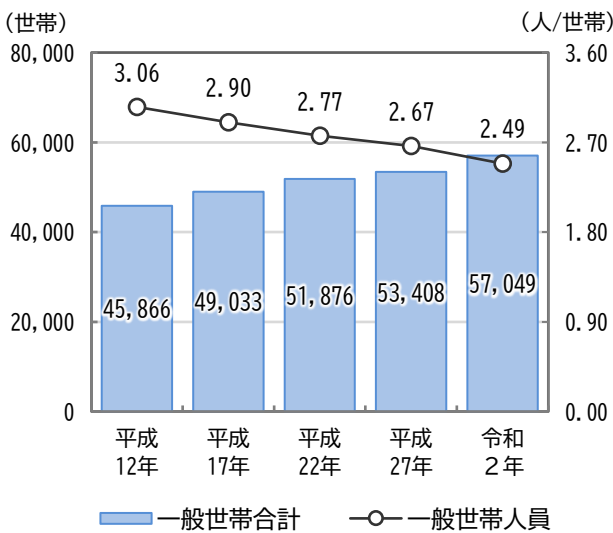


(2) 世帯の状況

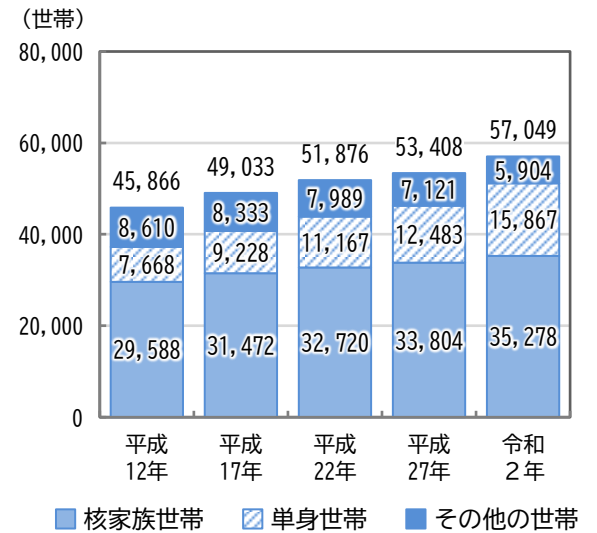
一般世帯数は増加しており、令和2年には57,049世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は減少しており、令和2年には2.49人となっています。

家庭類型別一般世帯の推移をみると、核家族世帯、単身世帯は増加しており、特に単身世帯は令和2年で15,867世帯と平成12年の約2倍となっています。

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



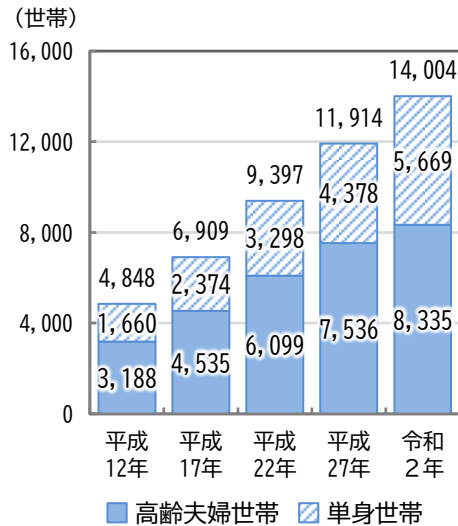
■家族類型別一般世帯数の推移



(3) 高齢者の状況

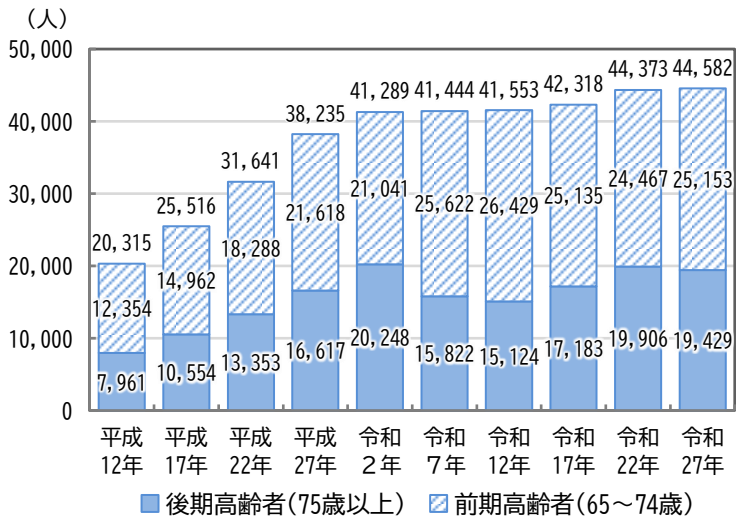
高齢者世帯数は、高齢夫婦世帯は令和2年には 8,335 世帯となっており、10 年前の平成 22 年の 1.4 倍、20 年前の平成 12 年の 2.6 倍となっています。また、単身世帯は令和2年には 5,669 世帯となっており、平成 22 年の 1.7 倍、平成 12 年の 3.4 倍となっています。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■前期・後期高齢者数の推移・推計

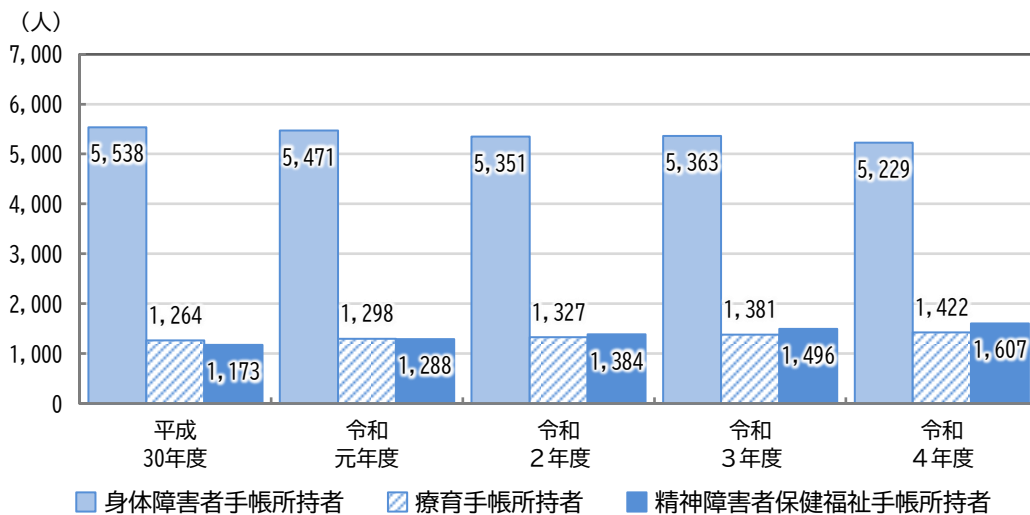


資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

(4) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は5千人台で推移しながら減少傾向にあり、令和4年度末現在で 5,229 人となっています。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しており、令和4年度末現在でそれぞれ 1,422 人、1,607 人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



資料：統計書かかみがはら（令和3年度統計）

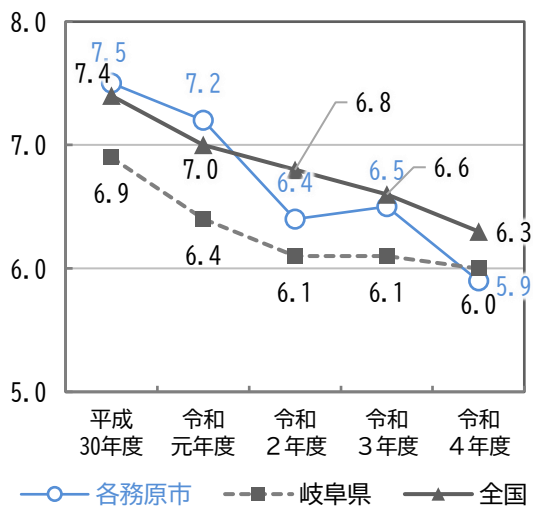
(5) 子ども・子育て家庭の状況

人口千人あたりの合計特殊出生率は、減少しながら推移しており、令和4年度で5.9となっています。全国及び岐阜県と比較すると、令和3年度までは岐阜県を上回って推移していたものの、令和4年度には全国及び岐阜県のどちらも下回っています。

子育て世帯は、6歳未満の親族がいる世帯は平成17年以降減少傾向で推移しており、令和2年には4,757世帯と、平成12年の約3割減となっています。また、6～17歳の親族がいる世帯は、増減しながら8千世帯台で推移していたものの、令和2年に6,948世帯と、平成27年の約2割減となっています。

■合計特殊出生率の推移

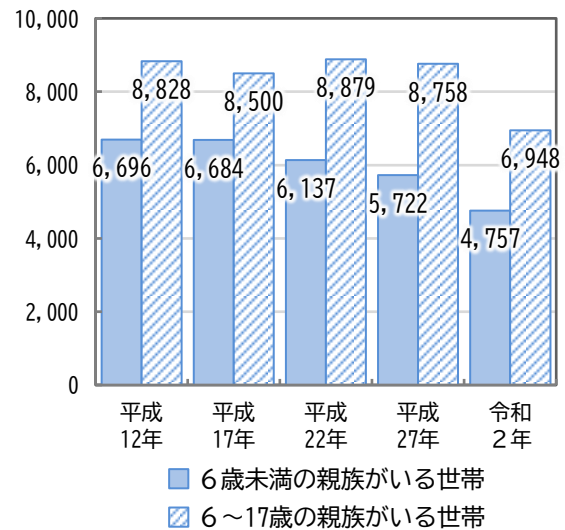
(人口千対)



資料：岐阜地域の公衆衛生 2021

■子育て世帯の推移

(世帯)

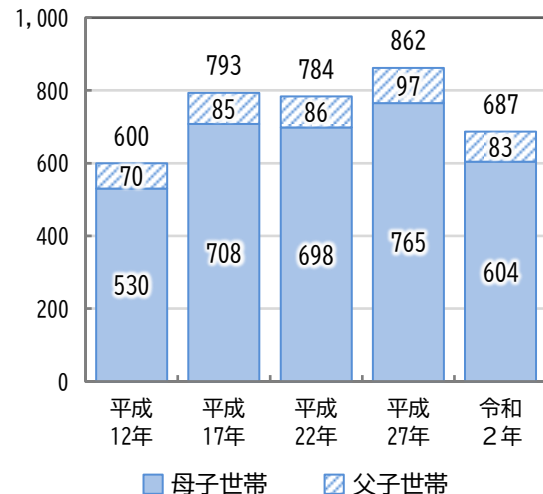


資料：国勢調査

ひとり親世帯数は、平成12年から平成17年にかけて大きく増加し、その後増減しながら推移しています。令和2年で母子世帯が604世帯、父子世帯が83世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

(世帯)

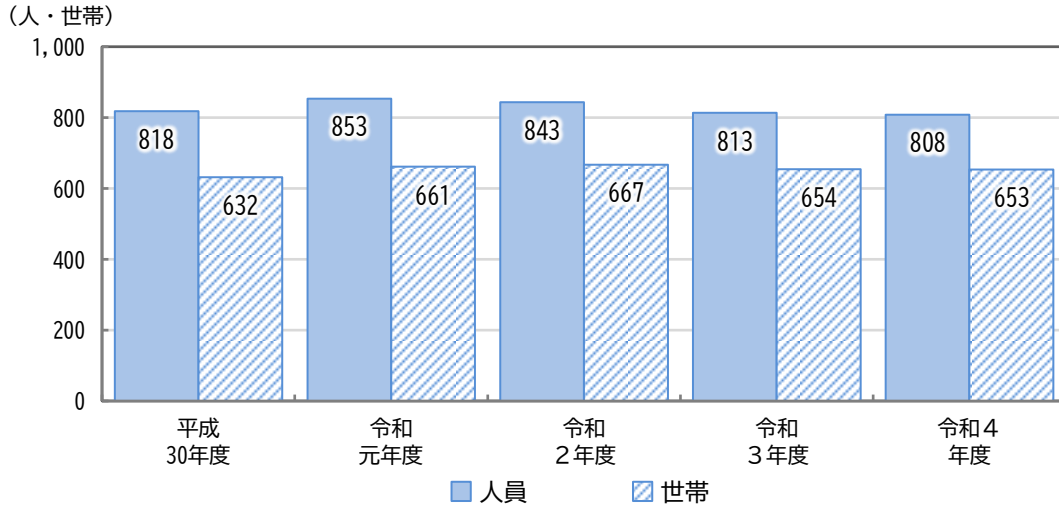


資料：国勢調査

(6) 生活困窮者等の状況

生活保護人員数は 800 人台で微増傾向、世帯数は増減しながら 600 世帯台で、それぞれ推移しています。

■生活保護人員数・世帯数の推移



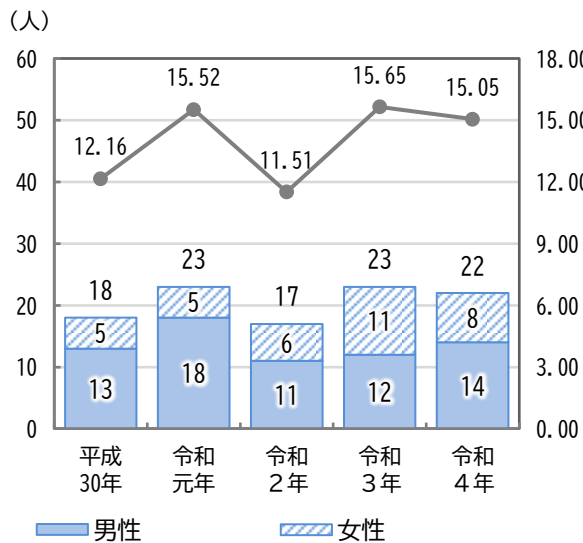
資料：統計書かかみがはら（令和3年度統計）

(7) 自殺に関する状況

自殺者数、自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）ともに増減しながら推移しており、令和 4 年で自殺者数が 22 人、自殺死亡率が 15.05 となっています。自殺者数を男女別にみると、男性が女性より多い傾向となっています。

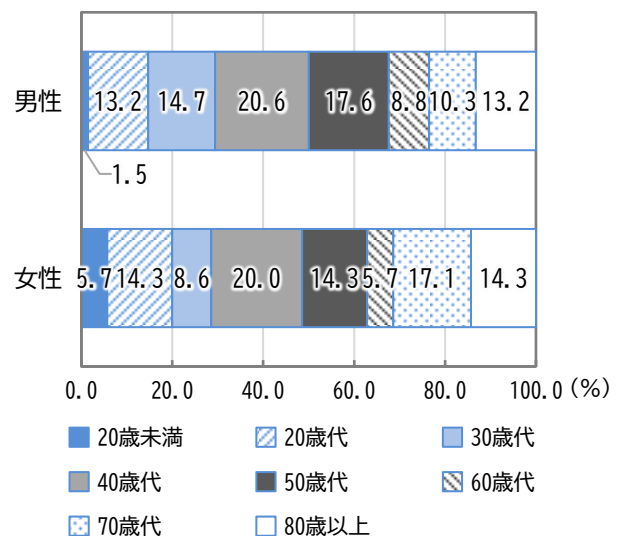
年代別・男女別の自殺者割合は、男女ともに 40 歳代の割合が最も高くなっており、次いで、男性では 50 歳代、女性では 70 歳代の割合が高くなっています。

■自殺者・自殺死亡率の推移



資料：地域自殺実態プロファイル 2023

■年代別・男女別の自殺者割合 (平成 30 年～令和 4 年)



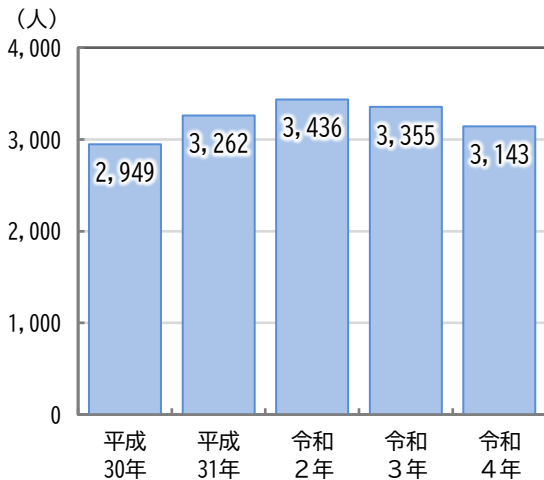
資料：地域自殺実態プロファイル 2023

(8) 外国人市民の状況

外国人市民は、平成31年以降で増減しながら微増傾向にあり、令和4年には3,143人となっています。

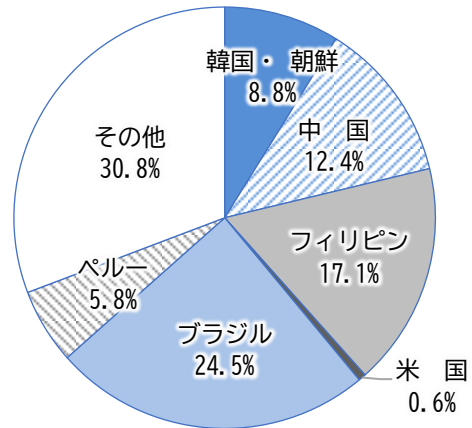
国籍別割合は、「その他」が30.8%と最も高く、次いで「ブラジル」が24.5%となっています。

■外国人市民の推移（各年4月1日現在）



資料：統計書かかみがはら（令和3年度統計）

■国籍別割合（令和4年）



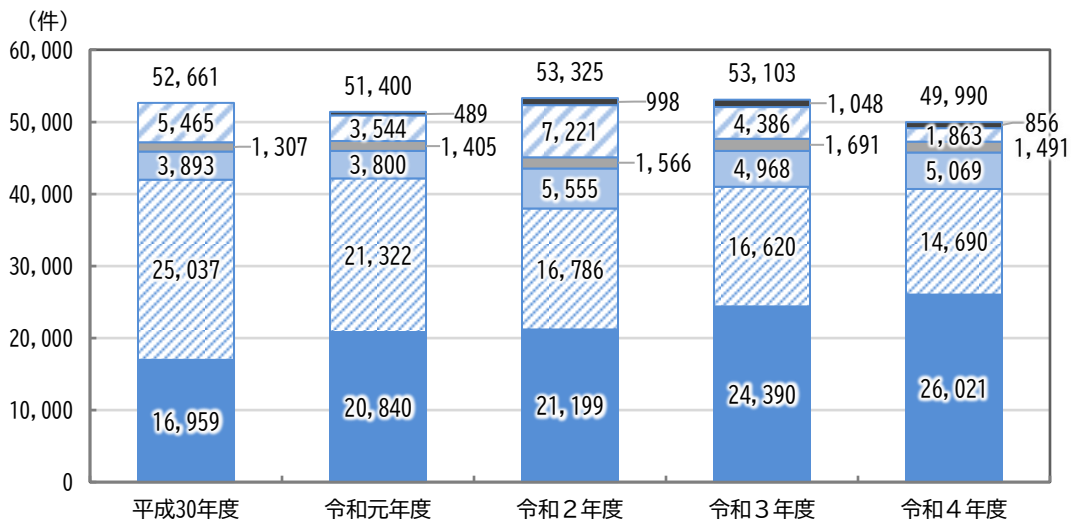
資料：統計書かかみがはら（令和3年度統計）

(9) 相談の状況

各相談窓口における相談件数は、増減しながら推移しています。

令和4年度の総件数は49,990件となっており、分野別にみると高齢者が約5割、障がい児・者が約3割を占めています。平成30年度と比較すると、高齢者、子ども・子育て、虐待・DV等、権利擁護等（令和元年度比）の相談件数が増加しています。

■各相談窓口における相談件数の推移



- 高齢者（地域包括支援センター）
- 障がい児・者（相談支援事業所）
- 子ども・子育て（母子健康包括支援センター）
- 虐待・DV等（家庭児童相談所）
- 生活困窮等（生活相談センターさぽーと）
- 権利擁護等（成年後見支援センター）

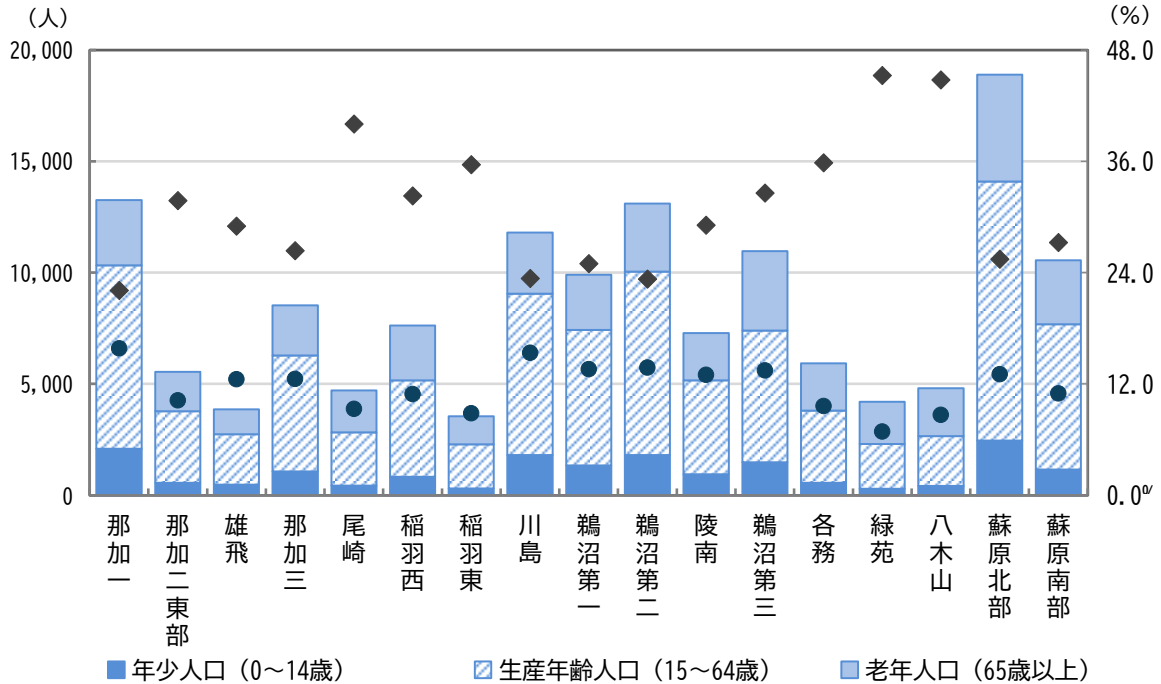
※成年後見センターは令和元年7月開設。

資料：庁内資料

(10) 地区別人口の状況

各地区の人口は、地区により大きな差がみられます。総人口は蘇原南部地区が最も多く、緑苑地区最も少なくなっています。年少人口割合は、17地区中5地区で10%以下となっており、特に緑苑地区で低くなっています。老年人口割合は3地区で40.0%を超えており、特に緑苑地区、八木山地区で高くなっています。

■各地区の年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

■各地区の年齢3区分別人口

	那加一	那加二東部	雄飛	那加三	尾崎	稲羽西	稲羽東	川島	鶉沼第一
総人口	13,253人	5,539人	3,865人	8,533人	4,706人	7,624人	3,550人	11,806人	9,906人
年少人口	2,097人	567人	483人	1,071人	439人	833人	314人	1,815人	1,346人
生産年齢人口	8,228人	3,212人	2,261人	5,212人	2,384人	4,331人	1,971人	7,232人	6,085人
老年人口	2,928人	1,760人	1,121人	2,250人	1,883人	2,460人	1,265人	2,759人	2,475人
年少人口割合	15.8%	10.2%	12.5%	12.6%	9.3%	10.9%	8.8%	15.4%	13.6%
老年人口割合	22.1%	31.8%	29.0%	26.4%	40.0%	32.3%	35.6%	23.4%	25.0%

	鶉沼第二	陵南	鶉沼第三	各務	緑苑	八木山	蘇原北部	蘇原南部
総人口	13,097人	7,290人	10,966人	5,925人	4,202人	4,814人	18,895人	10,548人
年少人口	1,804人	946人	1,476人	570人	289人	417人	2,465人	1,158人
生産年齢人口	8,241人	4,222人	5,916人	3,231人	2,012人	2,242人	11,622人	6,517人
老年人口	3,052人	2,122人	3,574人	2,124人	1,901人	2,155人	4,808人	2,873人
年少人口割合	13.8%	13.0%	13.5%	9.6%	6.9%	8.7%	13.0%	11.0%
老年人口割合	23.3%	29.1%	32.6%	35.8%	45.2%	44.8%	25.4%	27.2%

資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

2 第4期計画の取り組み状況と評価

前回計画の成果目標の達成状況は以下の通りとなっています。

[評価の概要]

A：順調に進展している

B：ある程度進展している

C：あまり進展していない

D：進展していない

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

■行政の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和4年度	目標 令和6年度	評価
福祉体験学習参加者数	63人/年	58人/年	70人/年	C
子育てボランティア登録者数	355人	266人	370人	C
手話奉仕員養成講座、要約筆記体験講座、点訳・音訳ボランティア養成講座の受講者数	56人	59人	68人	B
生活支援サポーター養成研修受講者数（累計）	104人	151人	161人	B
まちづくり担い手育成事業参加者数	45人	57人	69人	B
シルバー人材センター会員数	670人	623人	850人	C
就労継続支援A型事業の利用者数	184人	219人	226人	B

■社会福祉協議会の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和4年度	目標 令和6年度	評価
福祉教育推進校数・企業数	29団体	26団体	30団体	C
地区社協主催「福祉の人財発掘事業」参加者数	857人	343人	995人	C
福祉座談会参加者数	811人	286人	1,024人	C

■アンケートからの成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
福祉は、地域住民による助けあいと行政との協力によって行われるべきであると思う市民の割合	55.0%	43.4%	UP	D
高齢者や障がいを持っている方などへの手助けを心がけている市民の割合	77.5%	76.1%	UP	C
まちづくりに参加したいと思っている市民の割合	33.2%	31.5%	UP	D
ボランティアについて「活動している」市民の割合	11.1%	21.5%	UP	A
地域の活動やボランティア活動に参加する青少年が多くなったと感じる市民の割合	10.9%	6.0%	UP	D
高齢者にとって知識や経験を生かせる場があると思う人の割合	26.8%	20.1%	UP	D

基本目標2 ふれあいと支えあいの地域づくり

■行政の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和4年度	目標 令和6年度	評価
多文化共生事業参加者数	144人	1,231人	250人	A
ふれコミ隊加入率	8.1%	7.9%	8.4%	C
「“わ”がまち茶話会（協議体）」開催数（累計）	38回	182回	434回	B
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	21,965人	26,401人	43,930人	B
ファミリー・サポート・センターへの登録者数	331人	545人	370人	A
防災リーダー育成数（累計）	46人	151人	150人	A
犯罪認知件数	2,039人	789件	1,012件 以下	A

■社会福祉協議会の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和4年度	目標 令和6年度	評価
地域における福祉活動拠点数（ボランティアハウス数）	88拠点	98拠点	126拠点	C
生活支援ボランティア活動実施グループ数（自治会単位）	20自治会	100自治会	82自治会	A
防災・防犯をテーマに活動したボランティアハウス数	—	22	34	B

■アンケートからの成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
1年以内に地域の行事に参加した住民の割合	47.3%	42.4%	UP	D
近所づきあいの満足度	71.4%	86.1%	UP	A
地域包括支援センターの認知度（どんな活動をしているか知っている）と回答した市民の割合	23.1%	52.2%	UP	A
近隣ケアグループ活動への関心度（活動に関わりたい）と回答した市民の割合	13.5%	15.9%	UP	A
治安が良いまちだと感じる市民の割合	65.6%	63.0%	UP	D

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域の支援体制づくり

■行政の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和4年度	目標 令和6年度	評価
高齢者いきいきサポーター登録者数	100人	100人	120人	B
障がい児者相談窓口の満足度	90.9%	91.2%	UP	A
成年後見支援センターの相談件数	—	856件	750件	A
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労率	85.7%	83.3%	100%	C
自殺死亡者数の減少	18人	20人	17人	C
まちづくり活動助成金交付事業数（累計）	89事業	123事業	155事業	B

■社会福祉協議会の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和4年度	目標 令和6年度	評価
SNSによる地域福祉活動等の紹介数	174件	217件	200件	A
社会福祉法人間連絡会参加法人数	—	0	17	D

■アンケートからの成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
福祉サービスの情報が入手できている市民の割合	8.0%	9.0%	UP	A
子育てしやすい環境が整っていると感じる市民の割合	42.8%	51.2%	UP	A
老後も安心して暮らせると思う市民の割合	30.8%	30.0%	UP	C
日頃から、健康維持のために何かに取り組んでいる市民の割合	63.9%	64.3%	UP	A
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.3%	89.9%	UP	A
子育てについて相談する人や場所があると思う市民の割合	59.3%	67.8%	UP	A
社会福祉協議会活動への関心度（活動に関わりたい）と回答した市民の割合	14.3%	11.3%	UP	D
地区社会福祉協議会活動への関心度（活動に関わりたい）と回答した市民の割合	15.3%	10.9%	UP	D

3 アンケートからみた各務原市の状況

(1) アンケート調査の実施概要

地域福祉に関する現状や課題、ニーズなどの実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

区分	調査対象者	調査期間	調査方法	回収数	回収率
市民	市内在住の18歳以上の市民2,000人を無作為抽出	令和5年10月12日～10月27日	郵送配布・郵送回収またはWEB回答	900件	45.0%
民生委員・児童委員	市内の民生委員・児童委員216人	令和5年10月中旬～11月中旬	郵送配付・地区民児協議会において回収	202件	93.5%
団体	地域福祉に関連する分野で活動する団体のうち36団体	令和5年10月中旬～11月中旬	郵送配布・郵送回収	36件	91.7%

(2) アンケート調査結果

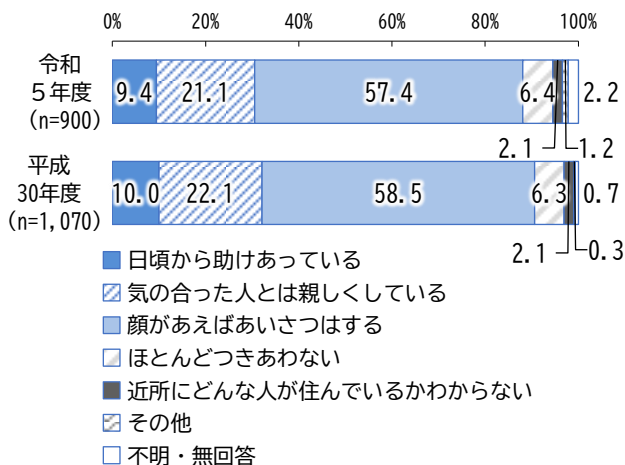
① 近所付き合いの状況

近所付き合いの程度が希薄化している中で、満足度が増加しています。

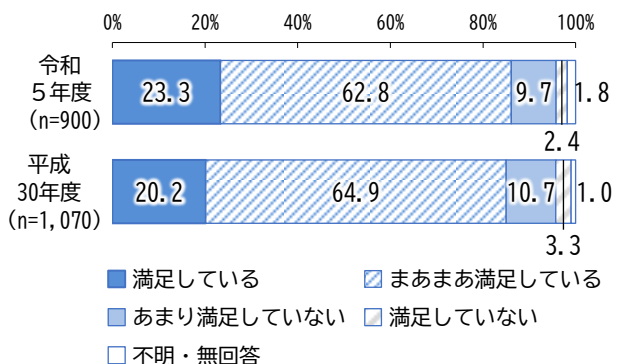
○近所付き合いの程度について、「顔があえばあいさつはする」が57.4%と最も高く、次いで「気の合った人とは親しくしている」が21.1%となっています。経年で比較して大きな変化はありませんが、「日ごろから助けあっている」「気の合った人とは親しくしている」「顔があえばあいさつはする」がそれぞれわずかに減少しています。

○近所付き合いの満足度について、『満足』（「満足している」と「まあまあ満足している」の合算）が86.1%、『不満』（「あまり満足していない」と「満足していない」の合算）が12.1%となっています。経年で比較すると、「満足している」が増加しています。

■ 近所付き合いの程度（市民）



■ 近所付き合いの満足度（市民）



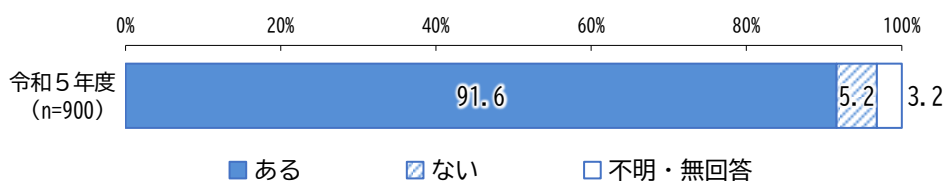
② 孤独・孤立の状況

「悩みや不安の相談先」や「安心できる居場所」がある市民の割合が高くなっています。

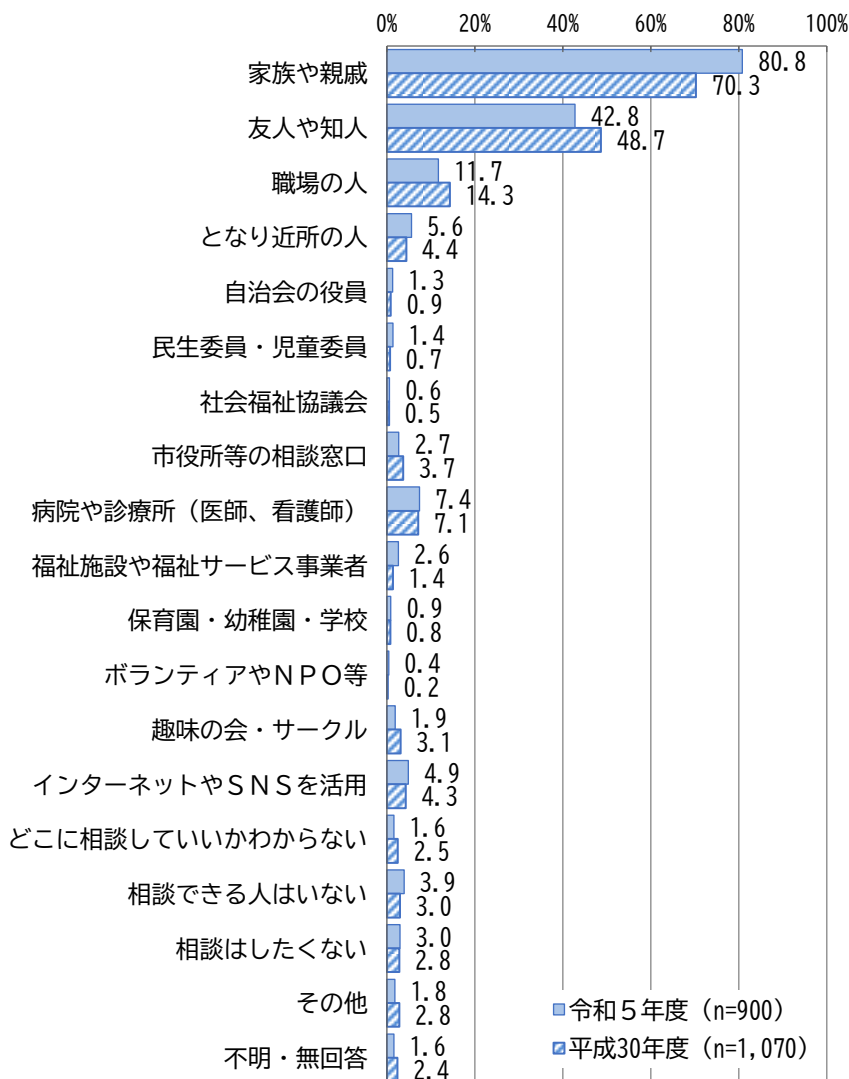
○「安心できる場所」の有無について、「ある」が91.6%、「ない」が5.2%となっています。

○生活上の不安や悩みの相談先について、「家族や親戚」が80.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が42.8%となっており、悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合（「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」「相談はしたくない」「不明・無回答」を除く割合）は89.9%となっています。経年で比較すると、特に「家族や親戚」が増加しています。

■「安心できる居場所」の有無（市民）



■生活上の不安や悩みの相談先（市民）



③ 地域活動・ボランティア活動の状況

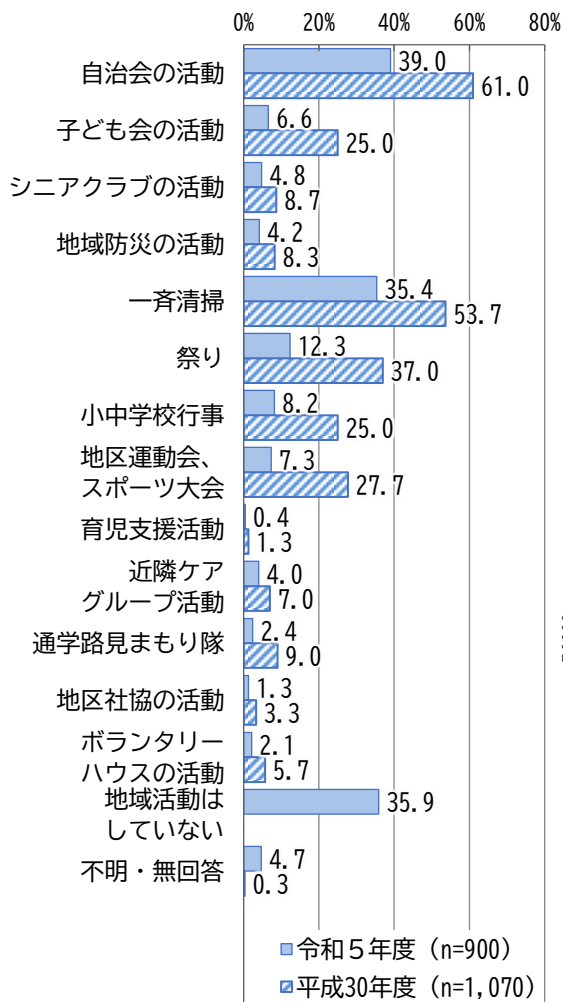
地域活動やボランティア活動への優先度が低下しています。

○参加している地域活動について、「自治会の活動」が39.0%と最も高く、次いで「地域活動はしていない」が35.9%となっています。経年で比較すると、いずれの活動においても参加の割合が減少しています。

○参加しているボランティア活動について、「ボランティア活動はしていない」が72.1%と最も高く、次いで「環境美化・環境保全などの活動」が5.3%となっており、ボランティアについて「活動している」市民の割合（「ボランティア活動はしていない」「不明・無回答」を除く割合）は21.5%となっています。

○ボランティア活動に参加していない理由について、「時間がない」が45.3%と最も高く、次いで「身体・体力的に難しい」が31.3%となっています。

■参加している地域活動（市民）

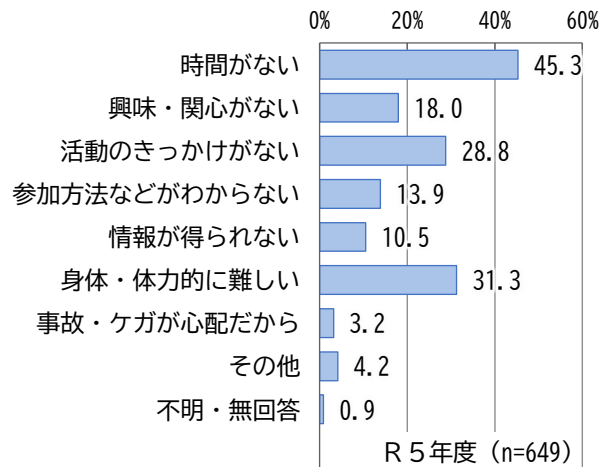


※平成30年度調査では「地域活動はしていない」の選択肢はない。

■参加しているボランティア活動活動（市民）



■ボランティア活動に参加していない理由（市民）



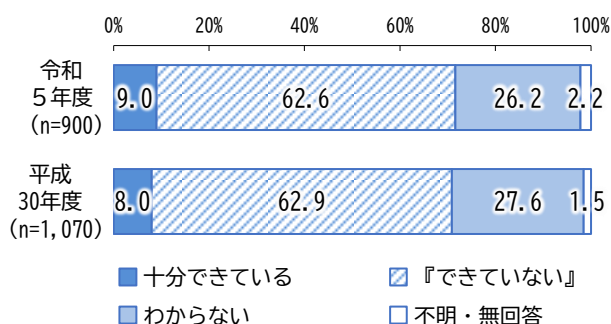
④ 福祉サービスの入手状況

福祉サービスの情報を入手できている市民の割合が増加しています。

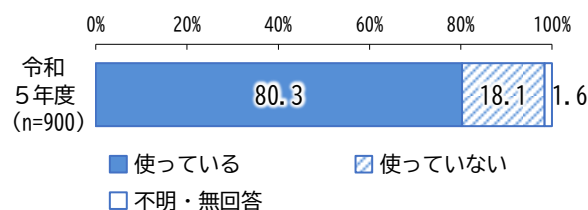
○必要な福祉情報の入手状況について、「十分できている」が9.0%、『できていない』（「あまりできていない」と「ほとんどできていない」の合算）が62.6%、「わからない」が26.2%となっています。経年で比較して大きな変化はありませんが、「十分できている」がわずかに増加しています。

○スマートフォンやパソコンの所持状況について、「使っている」が80.3%、「使っていない」が18.1%となっています。

■必要な福祉情報の入手状況（市民）



■スマートフォンやパソコンの所持状況（市民）



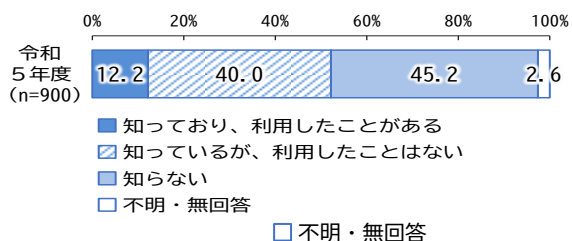
⑤ 高齢者支援の相談先や見守りグループへの関心状況

地域包括支援センターや近隣ケアグループの認知度、関心度が増加しています。

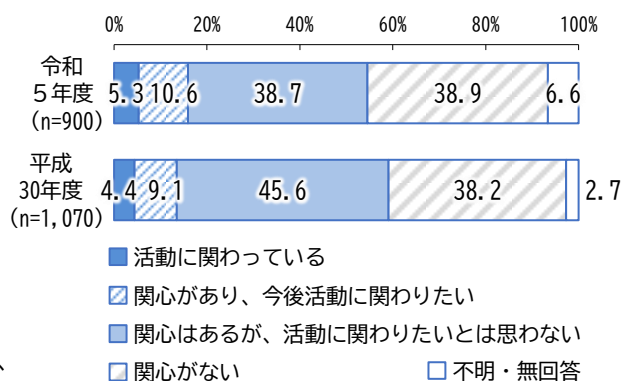
○地域包括支援センターの認知度について、「知っており、利用したことがある」が12.2%、「知っているが、利用したことはない」が40.0%、「知らない」が45.2%となっています。経年で比較すると、認知度は大きく増加しています。

○近隣ケアグループへの関心度について、『活動に関心がある』（「活動に関わっている」と「関心があり、今後活動に関わりたい」の合算）が15.9%、『活動に関心がない』（「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」と「関心がない」の合算）が77.6%となっています。経年で比較すると、『活動に関心がある』が増加、『活動に関心がない』が減少しています。

■地域包括支援センターの認知度（市民）



■近隣ケアグループへの関心度（市民）



※平成30年度調査の選択肢と結果は下記の通りです。

「どんな活動をしているか大体わかっている」(7.1%)、
 「どんな活動をしているのか少しわかっている」(16.0%)、
 「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからない」(39.4%)、
 「聞いたこともない」(36.5%)、「不明・無回答」(0.9%)

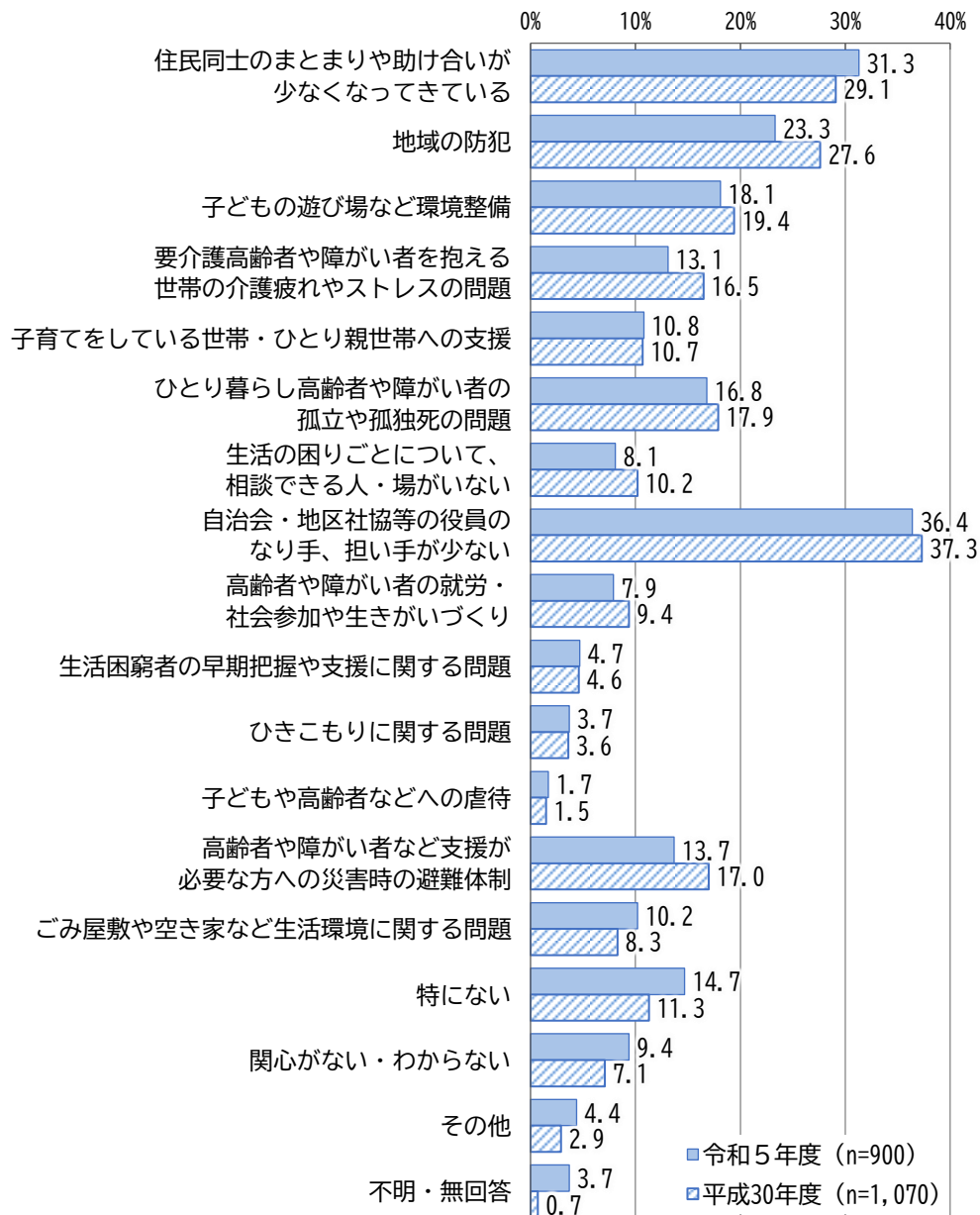
⑥ 地域の課題

「地域活動の担い手不足」の課題や

「地域住民同士の支えあい・助けあいの減少」の問題が認識されています。

○住んでいる地域の課題や問題について、「自治会・地区社協等の役員のなり手、担い手が少ない」が36.4%と最も高く、次いで「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」が31.3%となっています。経年で比較すると、特に「特にない」「関心がない・わからない」「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」が増加しています。

■住んでいる地域の課題や問題（市民）



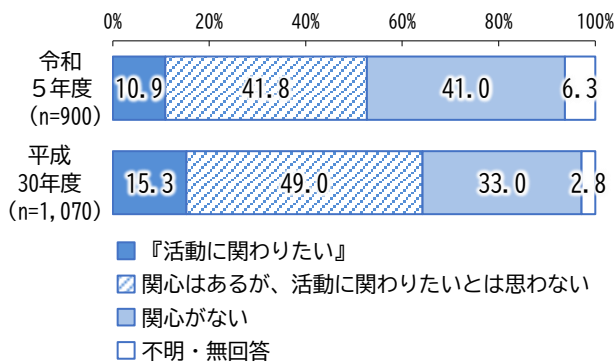
⑦ 地域福祉活動への理解

社会福祉協議会および地区社会福祉協議会活動への関心度が減少しています。

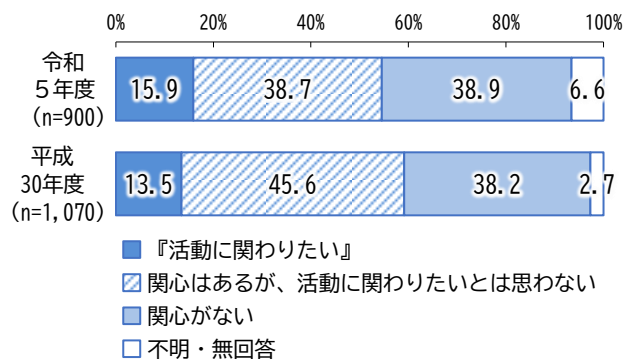
○社会福祉協議会活動への関心度について、『活動に関心がある』（「活動に関わっている」と「関心があり、今後活動に関わりたい」の合算）が11.3%、『活動に関心がない』（「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」と「関心がない」の合算）が82.4%となっています。経年で比較すると、「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」「関心がない」が増加しています。

○地区社会福祉協議会活動への関心度について、『活動に関心がある』（「活動に関わっている」と「関心があり、今後活動に関わりたい」の合算）が10.9%、『活動に関心がない』（「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」と「関心がない」の合算）が82.8%となっています。経年で比較すると、「関心がない」が増加しています。

■社会福祉協議会活動への関心度（市民）



■地区社会福祉協議会活動への関心度（市民）



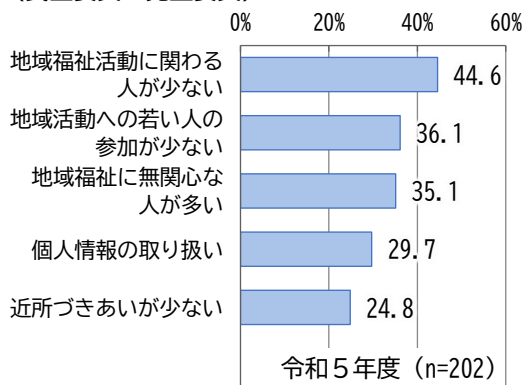
⑧ 支援者の悩みや支えあい活動における課題

人材に関する問題が多く認識されています。

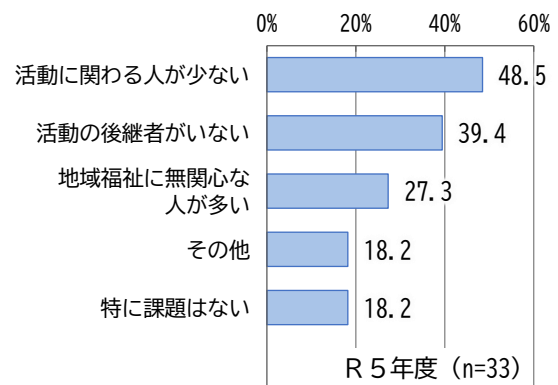
○住民による支え合い活動を進めるにあたっての課題について、「地域福祉活動に関わる人が少ない」が44.6%と最も高く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ない」が36.1%となっています。

○団体活動を行う上での困りごと・問題点について、「活動に関わる人が少ない」が48.5%と最も高く、次いで「活動の後継者がいない」が39.4%となっています。

■住民による支え合い活動を進めるにあたっての課題（民生委員・児童委員）



■団体活動を行う上での困りごと・問題点（団体）



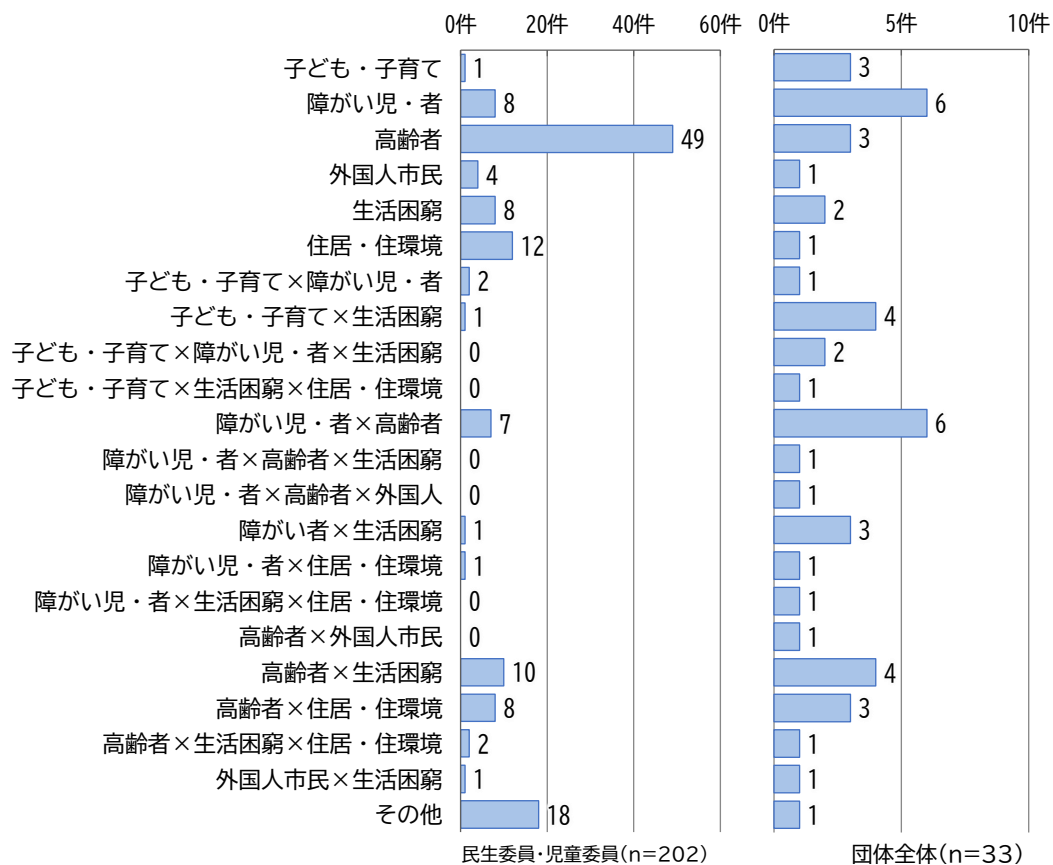
⑨ 複雑化・複合化する課題

さまざまな要因が重なって解決を困難にしている事例が多く顕在化しています。

○さまざまな要因が重なって解決を困難にしている事例について、民生委員・児童委員からは133件、団体からは48件の事例があげられました。

○民生委員・児童委員からは「高齢者」、団体からは「障がい児・者」「障がい児・者×高齢者」に関する事例が最も多くあげられました。事例の中には、2つ以上の複合的な課題が含まれるものも多くあげられています。

■対応が難しいと感じた分野（民生委員・児童委員、団体）



⑩ 地域福祉に関する重点課題

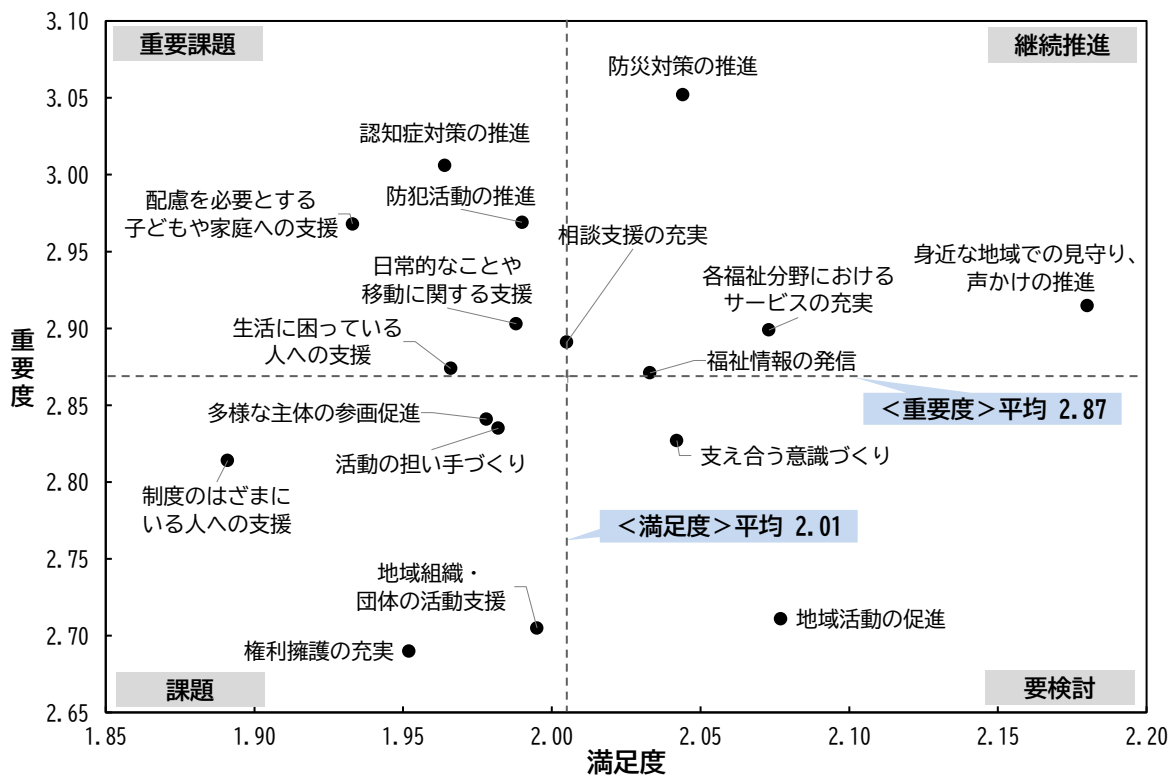
「認知症対策の推進」、「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」が
共通の重点課題として認識されています。

○市民では、「認知症対策の推進」「防犯活動の推進」「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」「日常的なことや移動に関する支援」「相談支援の充実」「生活に困っている人への支援」の6項目が重点課題となっています。

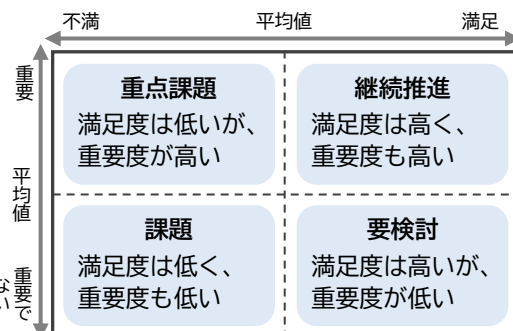
○民生委員・児童委員では、「活動の担い手づくり」「多様な主体の参画促進」「認知症対策の推進」「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」「地域組織・団体の活動支援」「防犯活動の推進」の6項目が重点課題となっています。

○団体では、「認知症対策の推進」「防災対策の推進」「多様な主体の参画促進」「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」「活動の担い手づくり」「支え合う意識づくり」の6項目が重点課題となっています。

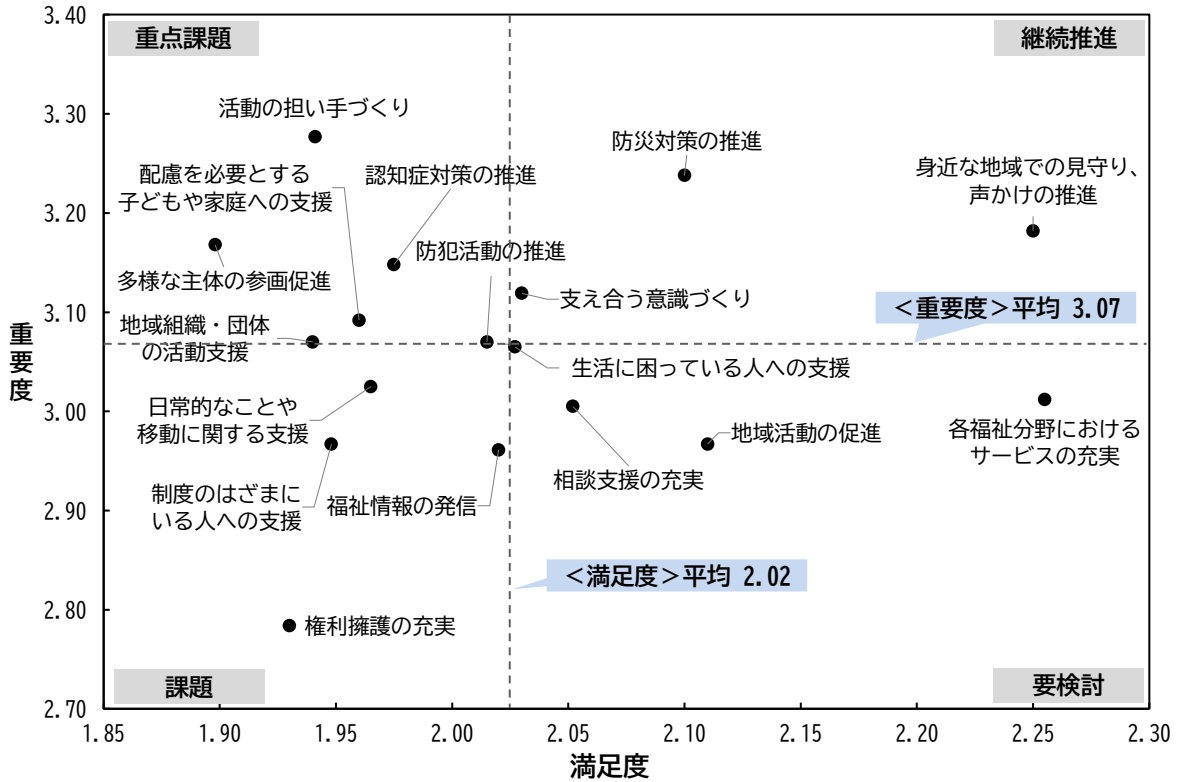
■各務原市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ（市民）



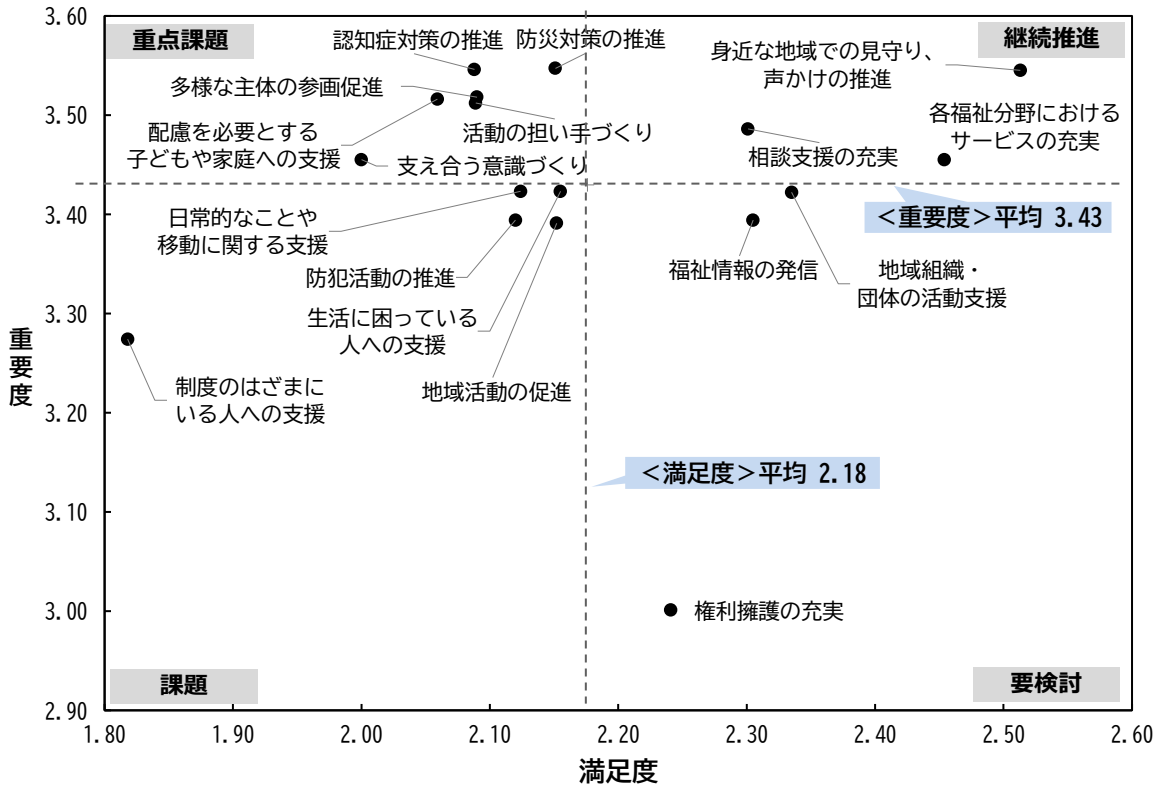
※ポートフォリオとは、各属性についての満足度と総合満足度への影響度を二次元にプロットした図です。それぞれの選択肢を4段階評価で聞き、X軸に各属性の満足度、Y軸に重要度（期待値）として総合満足度と各満足度の偏相関係数を表しています。なお、図は4象限に分けられ、象限を分ける境界線は、満足度、重要度の各平均値を使用しています。



■各務原市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ（民生委員・児童委員）



■各務原市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ（団体）



4 団体ヒアリングからの意見

(1) 団体ヒアリングの実施概要

活動者視点での地域福祉の課題や、その解決につながる具体的な活動、市や社会福祉協議会に求められる支援方法等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため高齢者、障がい、子ども・子育て、生活困窮、ひきこもり等に関して市内で活動する6団体に対して実地訪問によるヒアリング調査を実施しました。

■ 団体ヒアリングの実施概要

区分	団体	実施日
高齢者支援	地域包括支援センター	11月1日
障がい児・者支援	基幹相談支援センター すまいる	11月13日
子ども・子育て支援	母子健康包括支援センター クローバー	11月15日
	子ども館（さくら・あさひ・そはら・うぬま・かわしま）	10月27日
生活困窮者支援	生活相談センター さぼーと	11月13日
ひきこもり支援	NPO法人つむぎの森	11月15日

団体ヒアリングからみえてきた主な課題

- 支援対象者の多様化（認知症者、ひきこもり、ヤングケアラーなど）
- 課題の複雑化・複合化（8050世帯、ダブルケア、ごみ屋敷など）
- 重層的・包摂的な支援体制の構築（団体・機関を跨いだ横断的な連携）
- 日頃からの顔の見える関係づくり、情報共有のネットワークづくり
- 災害時の支援の体制整備、地域との連携
- 人材の確保・育成（特に専門職）
- 支援者のケア（支援者が疲弊を緩和するメンタルヘルスケアなど）

5 地域コミュニティ会議からの意見

(1) 地域コミュニティ会議の実施概要

地区社協 17 地区において、地域の状況や福祉活動を振り返り、地域の強みや課題を整理し、今後の取り組むべき内容を明らかにするとともに本計画策定の基礎資料とするため、地域コミュニティ会議を実施しました。

■ 各地区の開催概要

地区社協名	開催日	会場	参加者人数
那加一	9月12日	那加西福祉センター	21人
那加二東部	7月14日	那加福祉センター	25人
雄飛	9月15日	雄飛公民館	27人
那加三	7月25日	那加南福祉センター	28人
尾崎	9月30日	尾崎ふれあいセンター	24人
稲羽西	7月7日	稲羽コミュニティセンター	30人
稲羽東	9月9日	稲羽東福祉センター	40人
川島	9月30日	川島ライフデザインセンター	17人
鵜沼第一	7月22日	鵜沼福祉センター	16人
鵜沼第二	8月6日	コミュニティ炉畑	44人
陵南	10月8日	陵南福祉センター	20人
鵜沼第三	8月20日	鵜沼東福祉センター	36人
各務	10月21日	各務福祉センター	30人
緑苑	10月28日	緑苑中央集会場（ふらっと）	24人
八木山	9月24日	つつじが丘ふれあいセンター	23人
蘇原北部	9月9日	蘇原コミュニティセンター	46人
蘇原南部	7月17日	蘇原福祉センター	66人

地域コミュニティ会議からみえてきた主な課題

- 町内行事や公民館の利用が減り、地域の連帯感が薄れている
- 地域行事の参加率の低下と意識の希薄化（特に若い世代）
- 世代間交流をする機会や伝統を継承する機会が少ない
- 高齢者が気軽に集まれる場所などコミュニケーションの場がない
- 古くからの地域住民と新規転入者の交流が得られない
- 自治会未加入者とのコミュニケーションが取れない
- 高齢化が進み、高齢者世帯、一人暮らしの世帯が増えている
- ごみ出しや移動など生活に不安を感じている
- 空き家が増え、防犯上心配である
- 困りごとを地域で共有し、近所で取り組めるようになっていない
- 支えあい活動、ボランティア活動が活発ではない

6 各務原市における重点課題まとめ

課題1 地域 に関すること

地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念される一方で、住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、地域住民同士の支えあいや助けあいが必要です。時代のニーズに合わせた地域のあり方や、新たなつながり方の検討が必要です。

【キーワード】

地域コミュニティの希薄化／世代間交流／地域行事の縮小・廃止／地域の声かけ・見守り活動／自治会加入率の低下／地域の高齢化／地域住民のまとまり／高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加／地域での困りごとの共有／活動を知る機会

課題に対する取り組みイメージ

地域活動の推進

見守り・助けあいの活性化

多様な主体の交流促進

課題2 人 に関すること

地域住民の地域活動への関心の低下や生産年齢人口の減少などにより、地域や地域福祉の担い手が不足しています。若い世代を中心とした支えあう意識の醸成や新たな担い手の確保・育成が必要です。また、誰もが参加できる新たな地域活動のあり方を検討する必要があります。

【キーワード】

居場所／雇用・労働環境の変容／孤独・孤立／時代に合わせた柔軟な対応／人材の確保・育成／時間や期間にしばられない／若い世代の意識の希薄化／地域活動への無関心／伝統の継承の機会

課題に対する取り組みイメージ

支えあう意識づくり

担い手の確保・育成

多様な住民の参画促進

課題3 支援 に関すること

一人暮らし高齢者などの増加、複数分野の課題を抱える家庭など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。分野横断的なサービス提供体制の整備や包括的な支援体制の構築が必要です。

【キーワード】

多様な情報発信／複雑化・複合化した困難事例／ICT機器の活用／重層的・包括的な支援体制／ごみ出しや移動などの生活支援／顔の見える関係づくり／支援者のケア／横断的な連携・情報共有／災害時の支援体制

課題に対する取り組みイメージ

福祉サービスの質の向上・
利用促進

さまざまな困難を抱える人に対する
支援の充実

防災・防犯活動の促進

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

現在策定を進めている市総合計画の基本構想（案）では、将来都市像（めざすまちの姿）として、「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感かかみがはら～」を掲げており、『つながり』をキーワードとしています。このキーワードは、ひと・場所とつながり、支援につながり、社会へつながるという福祉における考え方と一致します。

また、基本理念においては、「誇り・やさしさ・活力」の3つの柱において、『やさしさ』には、誰一人取り残されることなく、安心して暮らせるまちづくりを進めることを掲げており、福祉の分野に通ずるものです。

以上のことから、「つながる」ことで、「やさしさ」があふれるまちづくりになる考えのもと、現行計画の基本理念「みんなで作る「やさしさ」あふれるまちかかみがはら」を踏襲しつつ、次期計画では「みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち かかみがはら」を基本理念として定め、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現に努めます。

基本理念

**みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち
かかみがはら**

2 基本目標

整理した3つの重点課題を踏まえ、本計画の取り組みの柱となる基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 認め合い、支えあうまちづくり

地域のつながりやふれあいを活性化するため、地域・世代間の交流や活動の場づくりなどを通して、地域活動の推進を図ります。

また、地域福祉のコミュニティの醸成を図り、地域での助けあい、支えあいを促すとともに、近隣ケアグループ活動などの地域活動において、多様な主体の交流の促進を図り、地域の支援体制を充実します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

高齢者や障がいのある人、子どもなどとの交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我がこと』として捉え、解決を試みることができるよう意識の醸成を図ります。

また、地域福祉活動を継続するため、担い手となる人材の確保、リーダーの育成に努めるとともに、多様な住民の参画を促進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

多様化・複雑化する生活課題に対応するため、各種福祉サービスの質の向上を図り、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

また、生活に困っている人への支援や、制度の狭間にある人への支援を促進するとともに、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性
<p>みんなが「つながる」、「やっつけろ」あふれるまち かかみがはら</p>	<p>1 まちづくり 認めあい、支えあう</p>	(1)地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①地域交流、世代間交流の活性化 ②地域の福祉活動の参加支援 ③地域づくりの促進
		(2)見守り・助けあいの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括ケア体制の強化 ②認知症施策の推進 ③孤独・孤立対策の推進 【重点】
		(3)地域組織・団体の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ①生活支援体制の整備 ②地域福祉団体間の情報共有ネットワークの強化
	<p>2 育つまちづくり 地域福祉の担い手が</p>	(1)支えあう意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉教育の充実 ②心のバリアフリーの推進
		(2)活動の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉人材の確保及び育成 【重点】 ②ボランティア活動への参加促進
		(3)多様な住民の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者や障がいのある人などの社会参加支援、活躍の場づくり支援 ②若い世代の参加促進
	<p>3 まちづくり 誰もが安心して暮らし続けられる</p>	(1)福祉サービスの質の向上・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ①各福祉分野におけるサービスの充実 ②各種相談窓口における連携体制の整備 ③効果的な福祉サービスの情報発信
		(2)さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①生活や就労に困っている人への支援 ②配慮を必要とする子どもや家庭への支援 ③制度のはざまにいる人への支援 【重点】 ④安心できる居場所を必要とする人への支援 ⑤権利擁護を必要とする人への支援 ⑥再犯防止の推進 再犯防止推進計画
		(3)防災・防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の要配慮者への支援体制整備 ②地域の防災対策の促進 ③地域の防犯活動の支援
(4)包括的な自殺予防体制の構築 自殺対策計画		<ul style="list-style-type: none"> ①自殺を未然に防止する体制の強化 ②自殺リスク要因を減らすための支援 ③さまざまな世代や環境に応じた支援 	

4 重点プロジェクト

素案の作成と合わせて作成

第4章 施策の展開

基本目標 1 認め合い、支えあうまちづくり

基本施策1 地域活動の促進

関連する
SDGs
の目標



現状と課題

-
-
-
.....
-
.....
-
.....

関係するアンケートのグラフを掲載予定

① 地域交流、世代間交流の促進

市民・地域 の取り組み

- 隣近所で日常的にあいさつや声をかけあい、趣味などを通して、地域や世代間の交流を図っていきましょう。
- 外国人市民の文化や習慣にふれ、お互いの理解を深めるために、多文化共生事業などの交流機会に積極的に参加しましょう。
- 子ども会、シニアクラブなどのかかわりや、地域行事などにおいて、高齢者と子どもが交流できる機会をつくりましょう。

社協 の取り組み

- 地区社協メニュー事業「ふれあい交流」等をきっかけとして、事業所やNPO、学校などと連携し、地域住民が主体となる地域福祉活動や世代間の交流活動を支援します。

主な取り組み

- ◆ 事業名や取り組み名
- ◆ 事業名や取り組み名

行政 の取り組み

- 子どもたちの放課後の活動拠点となる「放課後子ども教室」を通して、地域の大人との交流を図ります。
- 地域の方が地域の場所を活用して取り組む、子どもの居場所づくりや地域住民の交流活動を支援します。
- 地域・家庭・学校が一体となり、「地域とともにある学校づくり」に取り組む、コミュニティ・スクールを推進します。
- これから親になる世代や子育て中の家庭と地域の子育てボランティア「ばあば・じいじ」との交流を図ります。
- 各務原国際協会などと連携し、日本語の学習や多文化共生交流事業などを通して、外国人市民との交流を促進し、習慣、文化の相互理解を図ります。

主な取り組み

- ◆ 事業名や取り組み名
- ◆ 事業名や取り組み名
- ◆ 事業名や取り組み名
- ◆ 事業名や取り組み名

② 地域の福祉活動の場づくり

市民・地域 の取り組み

- 自治会活動や身近な交流の場へ積極的に参加しましょう。
- 集まりやすいイベントを企画し、地域の住民が顔を合わせて話せる機会をつくりましょう。
- 身近な交流の場として、公民館や空き家など、地域内の社会資源を有効に活用しましょう。

社協 の取り組み

- ボランティアハウス等の活動において、企業や商店などによる場の提供を依頼する等、地域ニーズに応じた身近な交流の場づくりを支援します。

主な取り組み

- ◆ 事業名や取り組み名
- ◆ 事業名や取り組み名

行政 の取り組み

- 地域における日常的な支えあい活動の推進や気軽に集まれるボランティアハウス等の地域の交流拠点づくりを支援します。

主な取り組み

- ◆ 事業名や取り組み名
- ◆ 事業名や取り組み名

取り組み事例 ○○○○事業

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-



成果指標

[行政の成果指標]

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
		▶
		▶

[社協の成果指標]

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
		▶
		▶

[アンケートからの成果指標]

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
		▶
		▶

基本目標 1 認め合い、支えあうまちづくり

基本施策1 地域活動の促進



現状と課題

-
-
-
.
-
.
-
.

関係するアンケートのグラフを掲載予定

具体的な取り組み

① 地域交流、世代間交流の促進

行政・社協 の取り組み

No.	取り組み	内容	主体
1	「ふれあい交流」の促進	地区社協メニュー事業「ふれあい交流」等をきっかけとして、事業所や NPO、学校などと連携し、地域住民が主体となる地域福祉活動や世代間の交流活動を支援します。	社会福祉協議会
2	「放課後子ども教室」	子どもたちの放課後の活動拠点となる「放課後子ども教室」を通して、地域の大人との交流を図ります。	市
3	取り組み名	地域の方が地域の場所を活用して取り組む、子どもの居場所づくりや地域住民の交流活動を支援します。	
4	取り組み名	地域・家庭・学校が一体となり、「地域とともにある学校づくり」に取り組む、コミュニティ・スクールを推進します。	
5	取り組み名	これから親になる世代や子育て中の家庭と地域の子育てボランティア「ばあば・じいじ」との交流を図ります。	
6	取り組み名	各務原国際協会などと連携し、日本語の学習や多文化共生交流事業などを通して、外国人市民との交流を促進し、習慣、文化の相互理解を図ります。	

市民・地域 の取り組み

- 隣近所で日常的にあいさつや声をかけあい、趣味などを通して、地域や世代間の交流を図っていきましょう。
- 外国人市民の文化や習慣にふれ、お互いの理解を深めるために、多文化共生事業などの交流機会に積極的に参加しましょう。
- 子ども会、シニアクラブなどのかかわりや、地域行事などにおいて、高齢者と子どもが交流できる機会をつくりましょう。

成果指標

[行政の成果指標]

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
		▶
		▶

[社協の成果指標]

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
		▶
		▶

[アンケートからの成果指標]

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
		▶
		▶

第5章

社会福祉協議会と活動計画

1 各務原市社会福祉協議会と計画の推進

『みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまちかかみがはら』この理念は、本会（各務原市社会福祉協議会）が第2期地域福祉活動計画から基本構想として掲げてきた「ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり」の実現により、住民は優しさを分かちあい、より温かく、共感に満ちた各務原になるものであると思います、第5期地域福祉活動計画において継承してめざす姿とします。

各務原市地域福祉活動計画のめざす姿

ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり

地域の中で、誰かを支え、時に誰かに支えられ、安心して心豊かに暮らしができる地域をつくり、さらに一人ひとりが、主役となって活動できるまちをめざします。

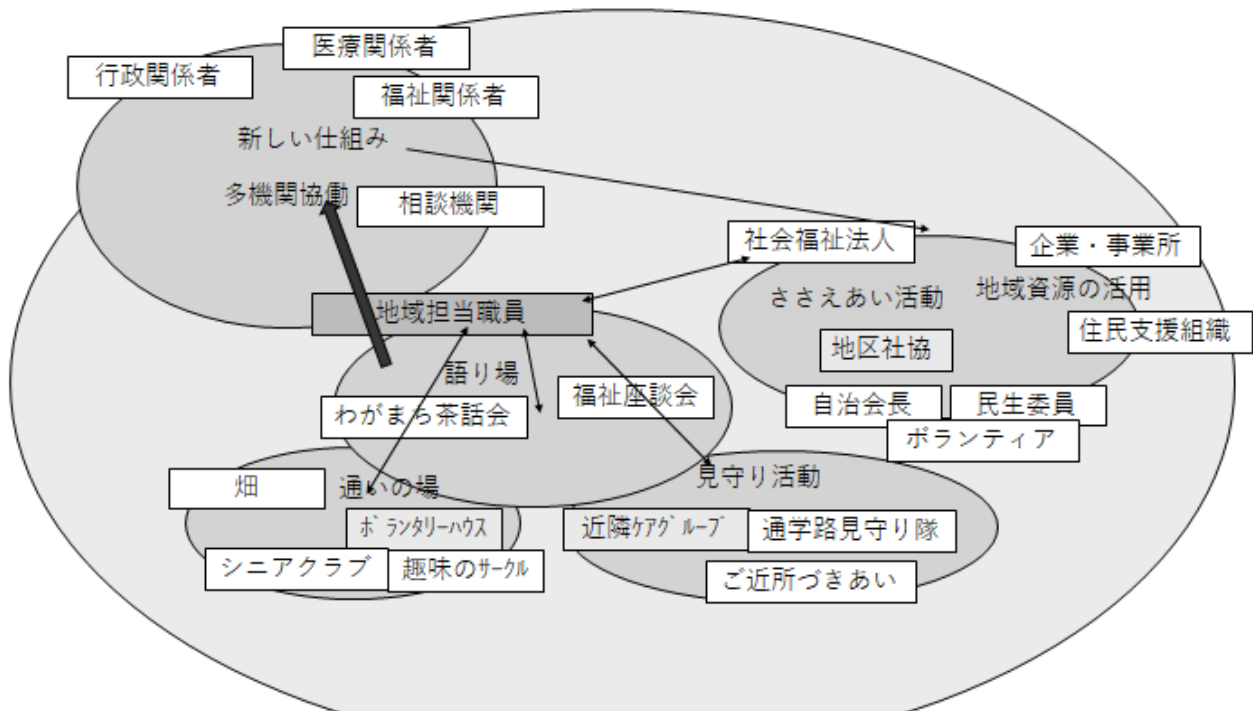
本計画書の第3章では「計画の基本理念・基本目標」などを、第4章では「施策の展開」を示しましたが、本章では、地域福祉活動計画は住民同志が自主的・主体的に解決していく活動を推進するための民間の活動・行動計画として、市社協が取り組む内容を抽出しました。

基本理念	基本目標	基本施策	市社協が取り組む内容
みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまちかかみがはら	1 まちづくり 認めあい、支えあう	(1)地域活動の促進	
		(2)見守り・助けあいの活性化	
		(3)地域組織・団体の連携強化	
	2 地域福祉の担い手 が育つまちづくり	(1)支えあう意識づくり	
		(2)活動の担い手づくり	
		(3)多様な住民の参画促進	
	3 誰もが安心して暮らし 続けられるまちづくり	(1)福祉サービスの質の向上・利用促進	
		(2)さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実	
		(3)防災・防犯活動の推進	
		(4)包括的な自殺予防体制の構築 【自殺対策計画】	

2 地域課題の解決への流れ

身近な地域において、世帯が抱える様々な悩み事を気軽に相談でき、専門的な支援機関に結びつけられる環境づくり（個別支援の充実）と地域において支えあうまちづくりを進めます。そのため、地域ごとにコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を配置し、地域住民や行政、福祉専門職等から寄せられる多くの問題を抱える世帯や制度の狭間の問題を抱える世帯など、支援につながりにくい、あらゆる生活課題を受け止めると同時に、アウトリーチによる地域の現状把握・課題整理を行い、福祉専門職や関係機関との連携のもと、一人ひとりの生活課題の解決に努めます。

■地区課題の解決の流れのイメージ



3 地区社会福祉協議会との協働

市社協では、住民が主体となり生活課題を自分たちの課題として受けとめ、解決につなげる事業を展開する地区社協を小地域福祉活動の中核に据えてきました。

地区社協は、地域で生活する住民の皆さんが身近で顔の見える範囲を一つのエリアとし、概ね自治会連合会を単位として、市内17の地区社協が活動しています。自治会、民生委員児童委員、ボランティアハウスなど様々な団体やボランティアにより組織されている強みを活かし、様々な視点から住民が抱える多様な生活課題を早期に気づき、地域の課題として捉え、各種団体が手を取りあう中で、生活課題の解決に対応していくことを目指しています。

この取り組みをより実現可能なものとするために、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、職員が地域で集めた困りごとなどの情報を元に、地域の中で共通する課題を見つけ、住民や関係機関等と共にその課題を考える機会を作り、協働により解決に向けた取り組みができるよう進めます。

また、地区社協の活動財源として、住民や事業所からの協力をいただく社協会費が充てられています。この会費を効果的に活用するために、市社協では地区社協の役割を6つに分類し、役割ごとに推奨する事業を助成事業としてメニュー化し、それぞれの事業の目的や意義を明確にした上で、課題の早期発見ができる土壌づくりや生活課題解決に向けた取り組みにつながるよう推進していきます。

■地区社協の役割

役割	メニュー事業(例)
1. 集うこと	・ ボランティアハウス事業 ・ ふれあい交流事業 ・ ご近所畑事業
2. 学ぶこと・知ること	・ 近隣ケアグループ研修会 ・ 福祉座談会 ・ 福祉の人財発掘事業 ・ 地域の困りごと調査
3. ささえあうこと	・ ささえあい活動支援事業 ・ 食を通じた生活支援事業
4. 知らせること	・ 機関紙（地区社協だより）の発行
5. 募ること	・ 会費趣旨説明会
6. 地域を応援すること	・ 地域を応援すること

4 地区社会福祉協議会推進計画

(1) ○○地区社会福祉協議会 推進計画 (例)

地区の状況

地域の特徴
(例)

- ・昭和40年に宅地造成された地域で・・・
- ・まちの中を国道や名鉄が走り、
- ・地域の小売店が閉店し・・・ 高齢者が
- ・小学校が○人と少子化が進んで・・・
- ・自然が豊かで、公園が多く、散歩する人が
- ・商店が多く、お祭りなどの行事が多く

総人口	**,***人
75歳以上	**,***人 (**.*)%
65～74歳	**,***人 (**.*)%
15～64歳	**,***人 (**.*)%
0～14歳	**,***人 (**.*)%
世帯数	**,***世帯
自治会数	**自治会
ボランティアハウス数	*か所
近隣ケアグループ数	**グループ
生活支援活動実施自治会数	*自治会

※令和6年4月1日時点

地域のよいところ (箇条がき)

-
-
-
-

地域の課題 (箇条がき)

-
-
-
-
-



地域のめざす姿

第5期のめざす姿

今後の取り組み（4～5項目）

① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

.....

.....

② ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

.....

.....

③ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

.....

.....

④ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

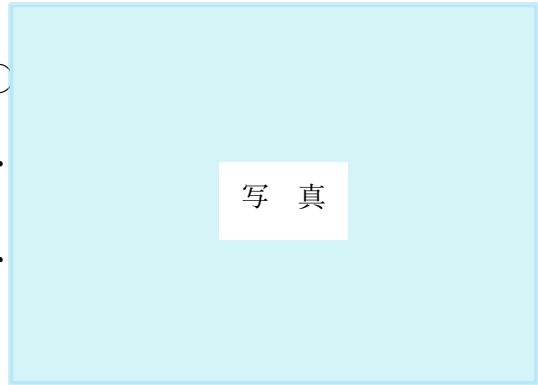
.....

.....

⑤ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

.....

.....



写真

第6章

計画の推進に向けて

1 継続的な計画の推進

2 多様な主体との連携

資料編

1 策定の経緯

2 策定委員会概要

3 行政等の主な相談窓口一覧